

第2次 筑西市男女共同参画基本計画

令和7年2月改訂版



令和2年3月
筑西市

ご あ い さ つ



本市では、男女共同参画社会の実現に向けた体制を整備するため、平成 19 年 12 月に「筑西市男女共同参画推進条例」を制定いたしました。平成 22 年 3 月には、「筑西市男女共同参画基本計画」を策定し、条例に基づいた基本理念のもと、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を推進してまいりました。

その計画も令和 2 年 3 月に期間満了となり、この度、第 2 次筑西市男女共同参画基本計画の策定の運びとなりました。

この計画は、国・県の動向、社会情勢の変化を踏まえたうえで、これまで取り組んできた施策をさらに推進・発展させられるよう、審議会委員の皆様、関係各課の職員によるワーキングチーム等からご意見をいただきながら、男女共同参画社会の更なる発展のために必要となる事業を計画に位置づけております。

この計画に基づき、さらに男女共に生き生きと暮らせる筑西市を目指し様々な施策を推進してまいりますので、市民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました筑西市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、市民意識調査の中で貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様、関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

筑西市長 須 藤 茂

筑西市男女共同参画都市宣言文

日本百名山の一つ筑波山が一番美しく見えるまち筑西市

その優雅（ゆうが）な山容（さんよう）に抱（いだ）かれながら

先人たちは豊かな郷土を築き

誇り高い文化を育んできました

わたしたちはその意思を受け継ぎ

男女一人一人が

互いの人権を尊重し 互いの個性や能力を認め

共に助け合い 共に輝く社会の実現をめざして

ここに「男女共同参画都市」となることを宣言します



● 目 次 ●

第1章 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 男女共同参画をめぐる動向	6

第2章 筑西市の現状

1. 男女共同参画に関する筑西市の現状	13
2. 筑西市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要	19
3. 筑西市男女共同参画基本計画（後期実施計画）の推進状況	28

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	31
2. 基本目標	32
3. 計画の体系図	34

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重	39
基本目標Ⅱ 暴力の根絶をめざす環境の整備	47
基本目標Ⅲ あらゆる分野に対等に参画するための環境の整備	52
基本目標Ⅳ 多様な働き方を可能にする環境の整備	59
計画の推進に関する主な指標	68

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制	71
2. 計画の進行管理	72

資料編

1. 計画策定の経過	75
2. 筑西市男女共同参画推進条例	76
3. 筑西市男女共同参画審議会名簿	81
4. 筑西市男女共同参画基本計画推進本部設置要綱	82
5. 筑西市男女共同参画基本計画策定ワーキングチーム運営要綱	84
6. 用語集	86

第 1 章

計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現が「21世紀の最重要課題」の一つとして位置づけられました。

しかし、それ以降も依然として性別による固定的な役割分担意識や男性中心型の労働慣行が残っており、男女共同参画社会の実現は十分に進んでいないのが現状です。加えて、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来や、非正規労働者の増加など、社会環境が大きく変化するとともに、ライフスタイルや価値観、家族形態等が多様化しています。

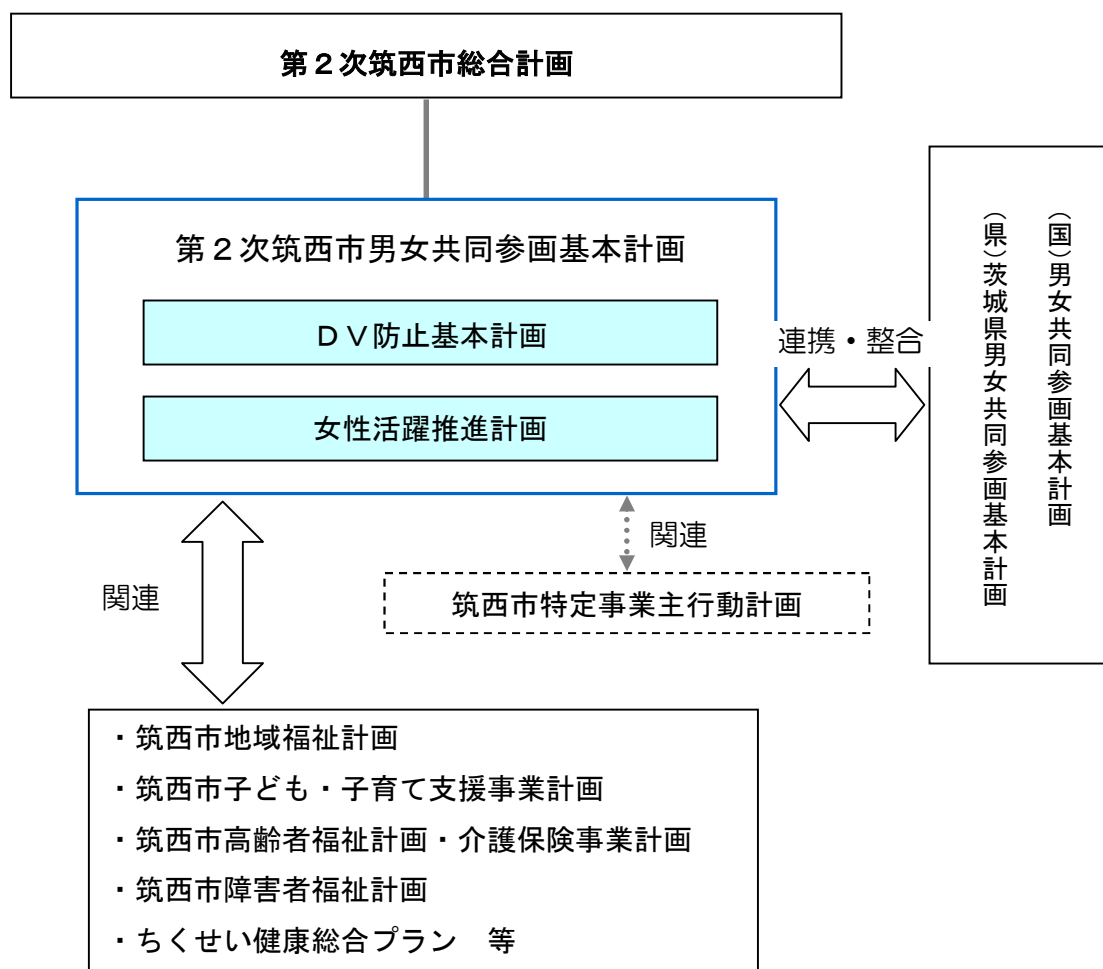
そのような中で、女性の職業生活における活躍を推進し、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。また、同年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」は、男性中心型の労働慣行等の変革、あらゆる分野における女性の参画拡大、困難な状況に置かれている女性への支援、東日本大震災の経験を踏まえた防災・復興対策等の視点が強調された内容となっています。

本市においても、平成17年3月の1市3町（下館市、関城町、明野町、協和町）の合併後、男女共同参画社会の実現に向けた体制を整備するため、平成19年12月に「筑西市男女共同参画推進条例」を制定しました。平成22年3月には、「筑西市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策を推進してきました。

「筑西市男女共同参画基本計画」の計画期間が令和元年度で終了することから、社会経済情勢や市民意識の変化を踏まえた上で、これまで取り組んできた施策をさらに推進・発展させ、男女共同参画社会を実現するために、「第2次筑西市男女共同参画基本計画」を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものです。
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画推進条例」、「茨城県男女共同参画基本計画」を踏まえて策定しています。
- 「第2次筑西市総合計画」の部門計画として策定し、「筑西市地域福祉計画」など、関連計画との整合を図ります。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく本市の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止基本計画）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく本市の「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」を含みます。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和8年度までの7年間とします。

(※総合計画の他、国や県の計画との整合を重視し、計画期間を2年間延長。)

なお、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、上記の計画期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
第2次筑西市 男女共同参画 基本計画		第2次計画					延長		
第2次筑西市 総合計画		第2次							
(国) 第5次男女 共同参画 基本計画		第4次	第5次（前期）					（後期）	
茨城県 男女共同参画 基本計画 （第4次）		第3次	第4次					第5次	

4. 男女共同参画をめぐる動向

年	世界	日本	茨城県	筑西市
1946 年 (昭和 21 年)	国連・婦人の地位委員会発 足			
1967 年 (昭和 42 年)	「婦人に対する差別撤廃に 関する宣言」採択			
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年世界会議(メキ シコ) 「世界行動計画」採択 「国際婦人の 10 年」を宣言 (1976～1985 年)	総理府に「婦人問題企画推 進本部」設置 総理府婦人問題担当課の設 置		
1977 年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点目 標」発表		
1978 年 (昭和 53 年)		「国連婦人の 10 年」推進議 員連盟設立	生活福祉部に青少年婦人課 設置	
1979 年 (昭和 54 年)	「女子に対するあらゆる形 態の差別の撤廃に関する条 約」(女子差別撤廃条約)採 択			
1980 年 (昭和 55 年)	「国連婦人の 10 年」中間年 第 2 回世界会議(コペンハー ゲン) 「女子差別撤廃条約」に日 本を含む 54 か国が署名	「女子差別撤廃条約」署名 「国連婦人の 10 年」中間年 全国会議	婦人児童課において婦人問 題担当 第 2 次県民福祉基本計画に おいて「婦人の福祉の向上」 として位置付ける	
1984 年 (昭和 59 年)		国籍法の改正		
1985 年 (昭和 60 年)	「国連婦人の 10 年」最終年 第 3 回世界会議(ナイロビ) 「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法の制定		
1986 年 (昭和 61 年)		男女雇用機会均等法施行 国民年金法の改正	新茨城県民福祉基本計画に おいて「女性の地位向上と 社会参加の促進」として位 置付ける	
1987 年 (昭和 62 年)		「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画」策定		

年	世界	日本	茨城県	筑西市
1989 年 (平成元年)			女性プラン策定に関する提言(婦人問題推進有識者会議)	
1990 年 (平成 2 年)	「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		茨城県女性対策推進本部の設置	
1991 年 (平成 3 年)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定 育児休業法成立	「いばらきローズプラン 21」の策定 婦人児童課内に女性対策推進室を設置	
1992 年 (平成 4 年)				旧明野町まちづくり課で男女共同参画を推進
1993 年 (平成 5 年)	国連世界人権会議 「ウィーン宣言」採択	中学校家庭科の男女必修完全実施		
1994 年 (平成 6 年)		男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 高校家庭科の男女必修完全実施	女性青少年課の設置	
1995 年 (平成 7 年)	第 4 回世界女性会議(北京) 「ナイロビ将来戦略」の検証 「北京宣言及び行動綱領」採択 「人権教育のための国連 10 年」始まる	育児・介護休業法制定	茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」として位置付ける 男と女・ハーモニー週間の設定	
1996 年 (平成 8 年)		男女共同参画審議会答申 「男女共同参画ビジョン」 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	いばらきハーモニープラン策定	旧下館市第 4 次総合振興計画において「男女共同参画型社会づくり」として位置付け 旧明野町まちづくり課さわか女性係設置
1997 年 (平成 9 年)		改正男女雇用機会均等法の施行		旧下館市企画課に女性行政係設置 講演会の開催(年 1 回)
1998 年 (平成 10 年)				旧下館市「男女共同参画社会を進める会」発足 女性セミナー開講

年	世界	日本	茨城県	筑西市
2000 年 (平成 12 年)	国連特別総会「女性 2000 年 会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」 策定 ストーカー行為等の規則等 に関する法律の施行		旧下館市「男女平等参画プ ラン策定委員会」発足 「男女平等参画に関する市 民意識調査」実施 旧明野町企画財政課に「さ わやか女性推進室」設置 さわやか女性研究会発足 旧関城町生涯学習課で男女 共同参画を推進 旧協和町総務課で男女共同 参画を推進 健康福祉課で男女共同参画 講演会を実施
2001 年 (平成 13 年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法 律(DV 防止法)の施行	「茨城県男女共同参画推進 条例」公布・施行	旧下館市「男女平等参画プ ラン」策定
2002 年 (平成 14 年)			新ハーモニープラン策定	
2003 年 (平成 15 年)		次世代育成支援対策推進法 の施行		旧下館市企画課女性行政室 に名称変更
2004 年 (平成 16 年)				旧下館市市長公室女性政策 課設置
2005 年 (平成 17 年)	第 49 回国連婦人の地位委員 会で「北京宣言及び行動要 領」及び「女性会議成果文 書」を再確認	男女共同参画基本計画第 2 次の閣議決定 改正育児・介護休業法の施 行	「女性プラザ男女共同参画 支援室」を設置	1 市 3 町の合併により「市長 公室男女共同参画課」設置
2006 年 (平成 18 年)		男女雇用機会均等法改正	茨城県男女共同参画実施計 画(平成 18～22 年度)策定	「男女共同参画審議準備委 員会」設置
2007 年 (平成 19 年)		DV 防止法の改正		「筑西市男女共同参画推進 条例」制定 「男女共同参画審議会」設 置
2008 年 (平成 20 年)		DV 防止法の施行		「市民意識調査」実施

年	世界	日本	茨城県	筑西市
2009 年 (平成 21 年)		育児・介護休業法の改正		組織改編により企画部市民協働課(新設)で男女共同参画事業を推進
2010 年 (平成 22 年)		第3次男女共同参画基本計画の閣議決定		「筑西市男女共同参画基本計画」の策定 アルテリオ内「ちくせい市民協働まちづくりサロン」に移設 「筑西市男女共同参画推進委員会」設置 「企業アンケート調査」実施
2011 年 (平成 23 年)	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN women」発足		茨城県男女共同参画基本計画(第2次)(平成23～27年度)策定	筑西市男女共同参画都市宣言 「男女共同参画推進パートナー」設置
2012 年 (平成 24 年)		「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定 子ども・子育て法などの子ども・子育て関連3法の公布		「苦情処理委員会」の設置 「筑西市男女共同参画推進条例施行規則」制定
2013 年 (平成 25 年)				「市民意識調査」の実施
2014 年 (平成 26 年)			「ウィメンズパワーアップ会議」設置	
2015 年 (平成 27 年)	第59回国連婦人の地位委員会で「北京宣言及び行動要領」、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員の宣言を再確認 国連サミットにおける「SDGs(持続可能な開発目標)」採択	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の公布・施行 第4次男女共同参画基本計画の閣議決定 子ども・子育て関連3法の施行 子ども・子育て支援新制度の開始		「筑西市男女共同参画基本計画」(後期実施計画)策定 「小中学生意識調査」実施 「子供向け啓発パンフレット」作成
2016 年 (平成 28 年)			茨城県男女共同参画基本計画(第3次)(平成28～32年度)策定	「筑西市特定事業主行動計画」策定
2017 年 (平成 29 年)				
2018 年 (平成 30 年)		政治分野における男女共同参画推進法の公布・施行	女性青少年課を女性活躍・県民協働課に再編、県民生活環境部に組織替	「市民意識調査」実施
2019 年 (令和元年)		女性活躍推進法の改正	いばらきパートナーシップ宣誓制度の施行	

第 2 章

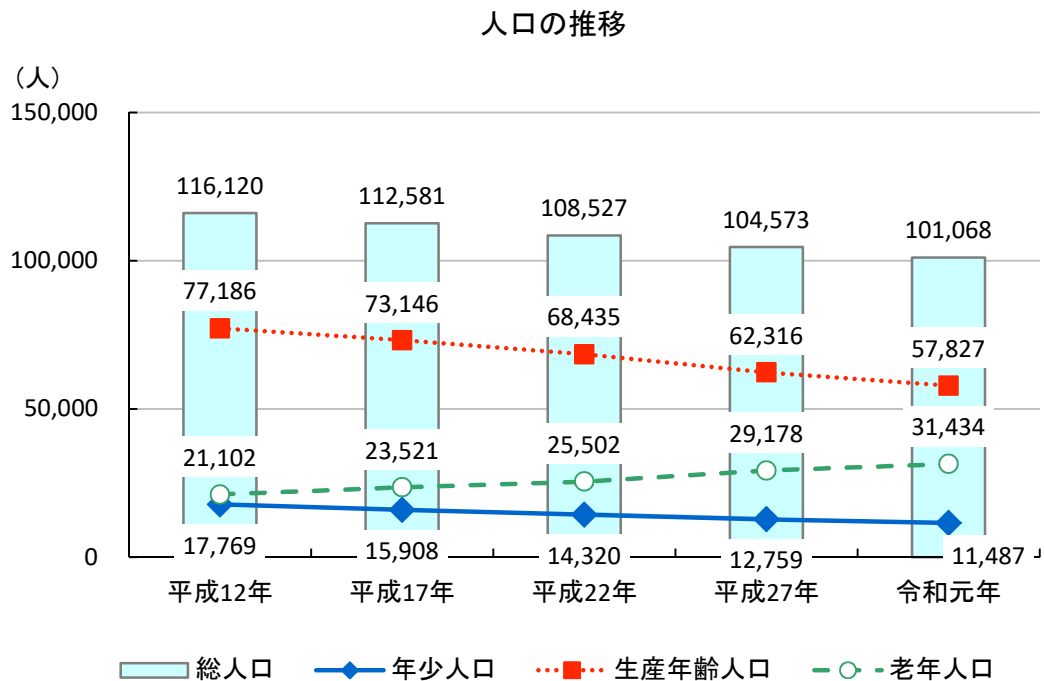
筑西市の現状

1. 男女共同参画に関する筑西市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和元年では 101,068 人となっています。

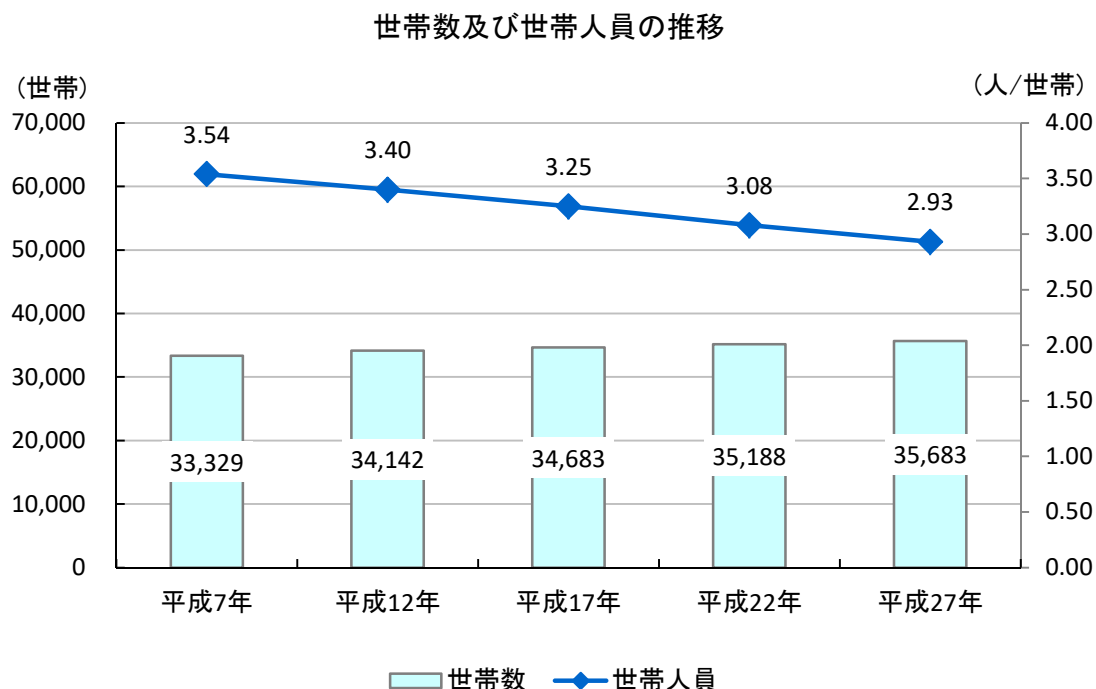
年齢3区分でみると、年少人口（14 歳以下）は減少を続けており、平成 12 年と令和元年とを比較すると約 35%減少しています。同様に、生産年齢人口も平成 12 年と令和元年の比較では約 25%の減少となっています。それに対し、老年人口（65 歳以上）は増加しており、総人口に占める割合も増加しています。少子高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：国勢調査（令和元年は7月1日現在の茨城県常住人口調査）

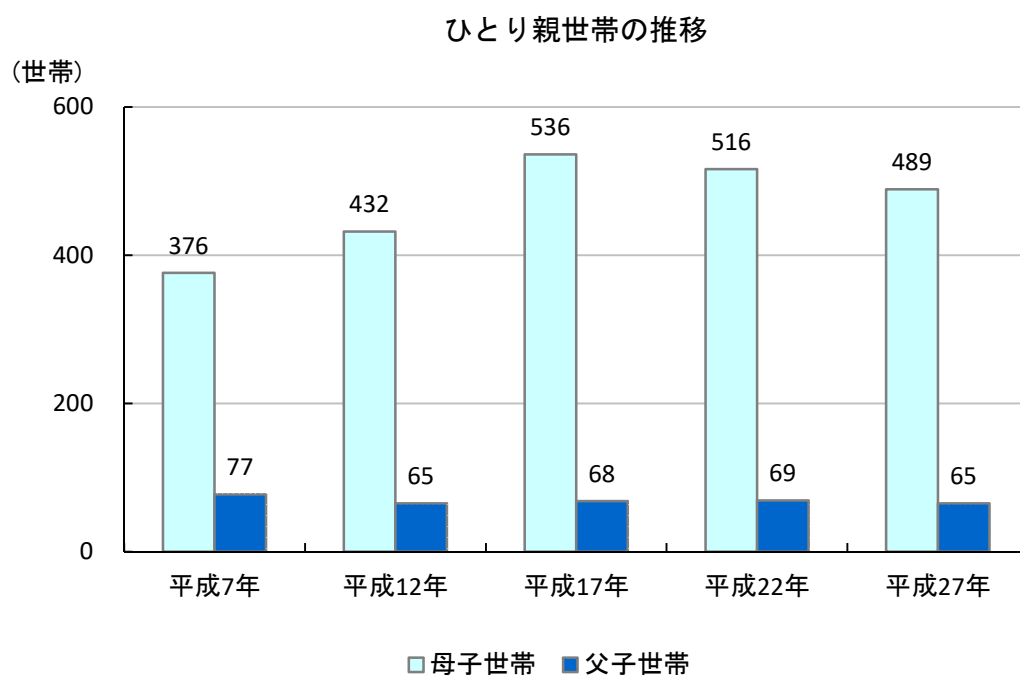
(2) 世帯の状況

世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年では 35,000 世帯を超えています。しかし、世帯人員（世帯当たりの人員）をみると減少傾向にあり、平成 27 年では 2.93 人となっています。



資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は平成 17 年を境に減少していますが、父子世帯はおおむね横ばい状態が続いています。平成 27 年では母子世帯が 489 世帯、父子世帯は 65 世帯となっています。

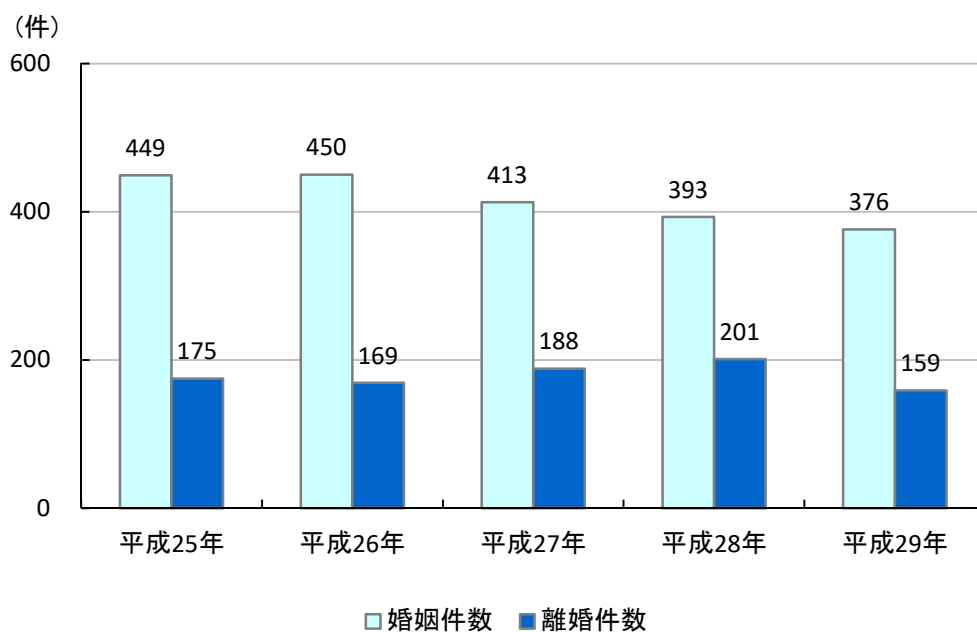


資料：国勢調査

(3) 婚姻の状況

婚姻件数は減少傾向にあり、平成29年では376件となっています。一方で、離婚件数はおおむね150～200件の間で推移しており、平成28年から平成29年にかけては減少しています。

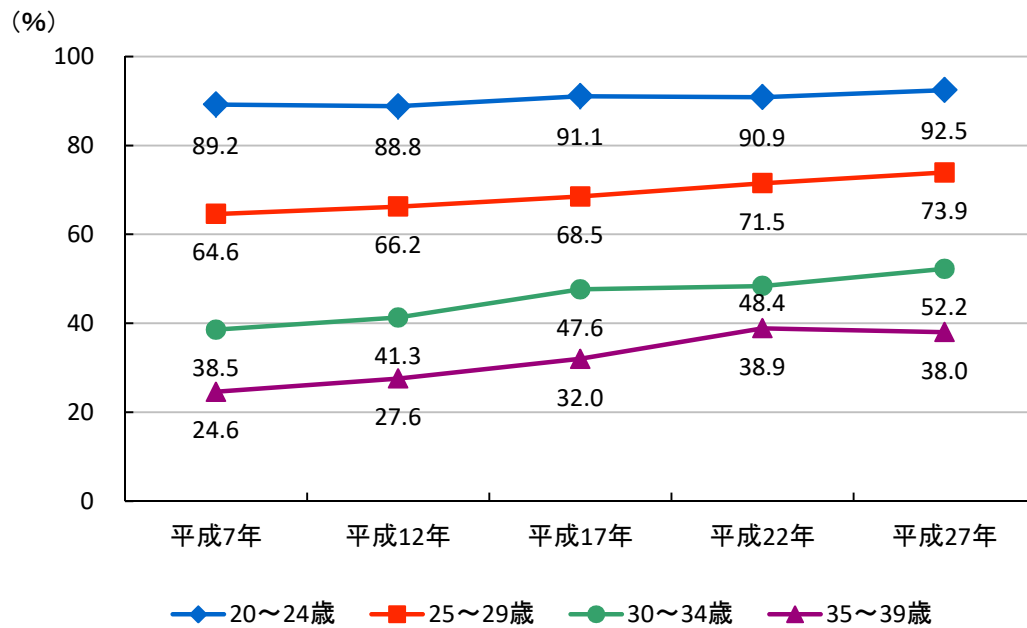
婚姻件数及び離婚件数の推移



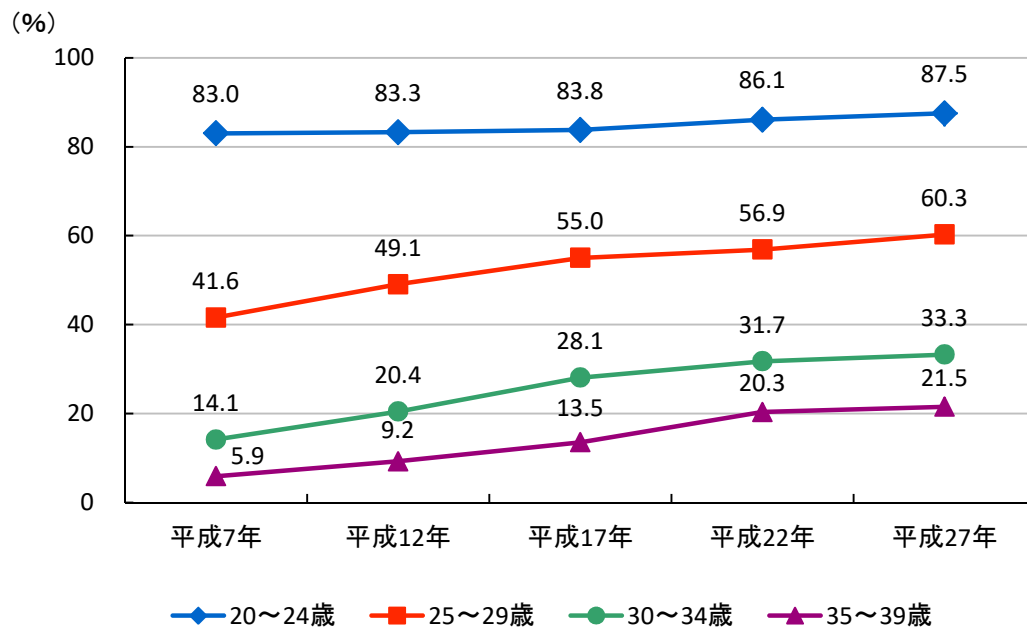
資料：茨城県人口動態統計

年齢別未婚率の推移をみると、男女ともに 25 歳以上ではおおむね上昇傾向にあり、晩婚化や非婚化が進行していることがうかがえます。

年齢別未婚率の推移【男性】



年齢別未婚率の推移【女性】

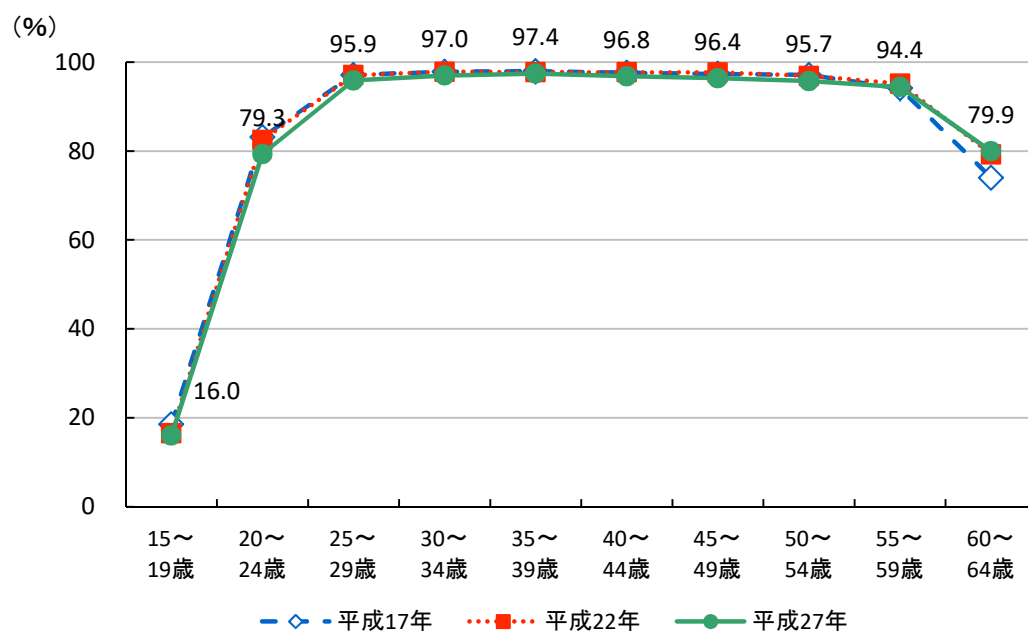


資料：国勢調査

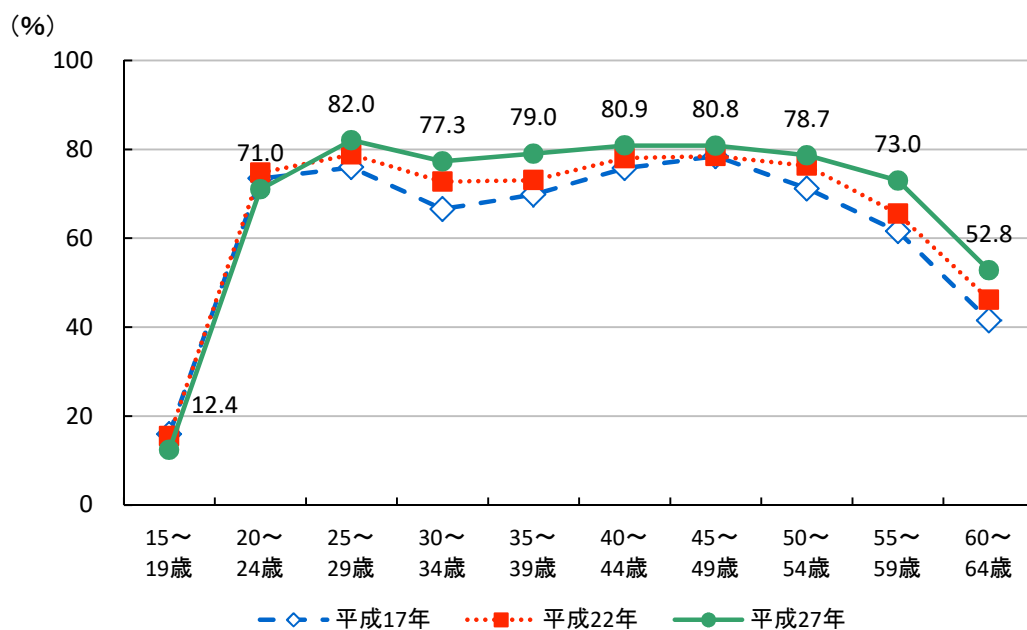
(4) 就業の状況

年代別労働力率については、男性は高い労働力率を維持しています。女性は、平成17年以降、25～64歳までのすべての年代で労働力率が上昇しています。特に30歳代の労働力率は平成17年から平成27年にかけて大きく上昇しており、女性が結婚・出産等のため離職することによる落ち込みを示すM字カーブが緩やかになっています。

年代別労働力率の推移【男性】



年代別労働力率の推移【女性】

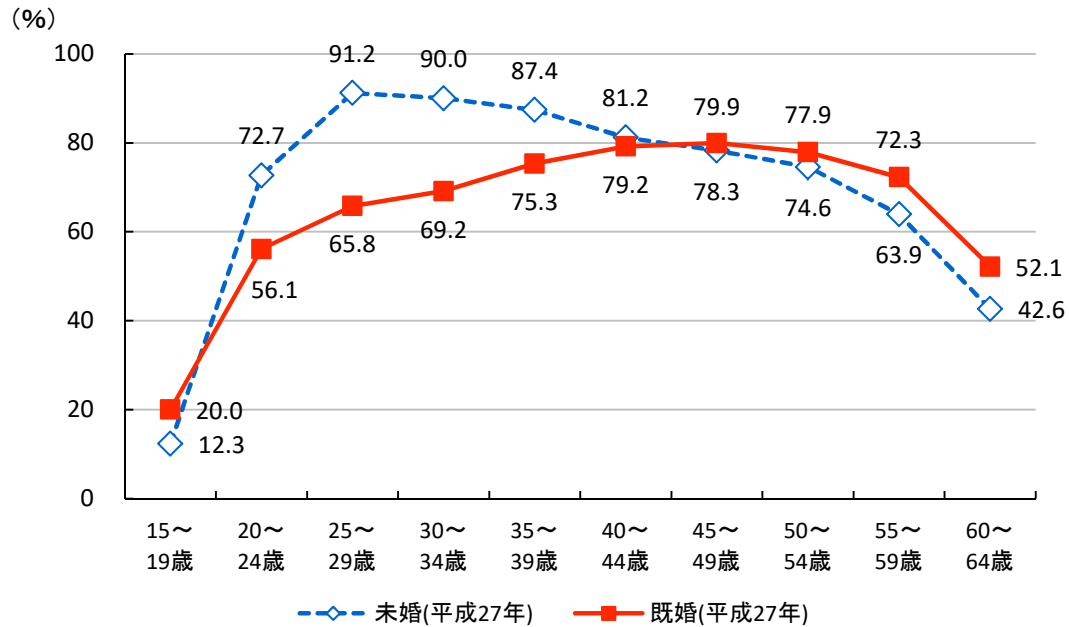


資料：国勢調査

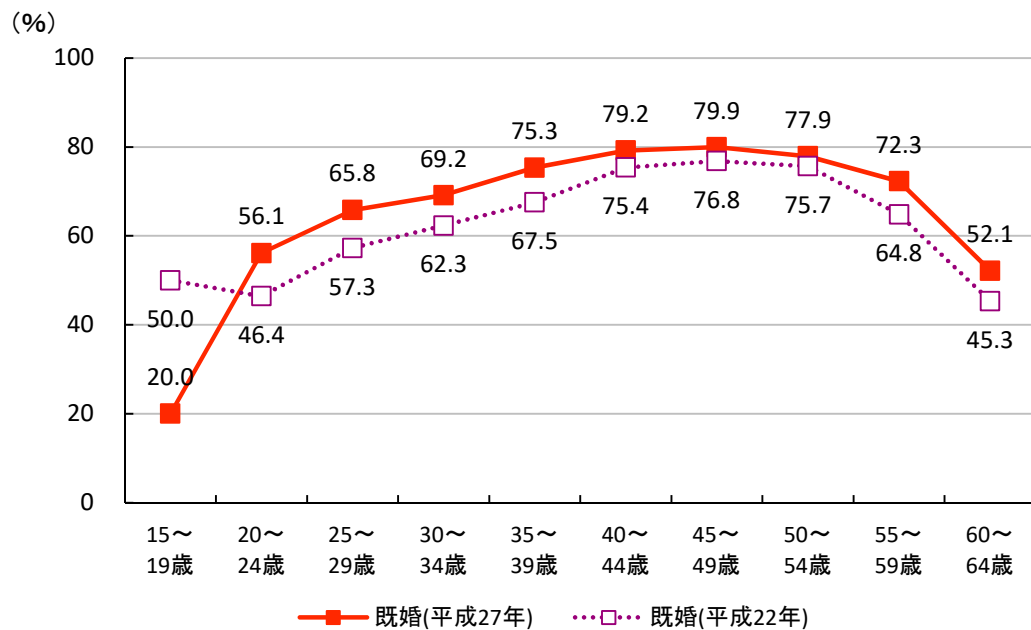
平成 27 年の女性の年代別労働力率を婚姻の有無別にみると、20 歳代と 30 歳代において、未婚女性と既婚(有配偶)女性の間に大きな差がみられます。

また、平成 27 年の既婚女性の年代別労働力率を平成 22 年時点のものと比較すると、15～19 歳を除いたすべての年代で労働力率が上昇しています。

女性の年代別労働力率【婚姻の有無別】(平成 27 年)



既婚(有配偶)女性の年代別労働力率の比較



資料：国勢調査

2. 筑西市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

平成30年度に実施した「筑西市男女共同参画に関する市民意識調査」について、調査結果の概要を以下に示します。

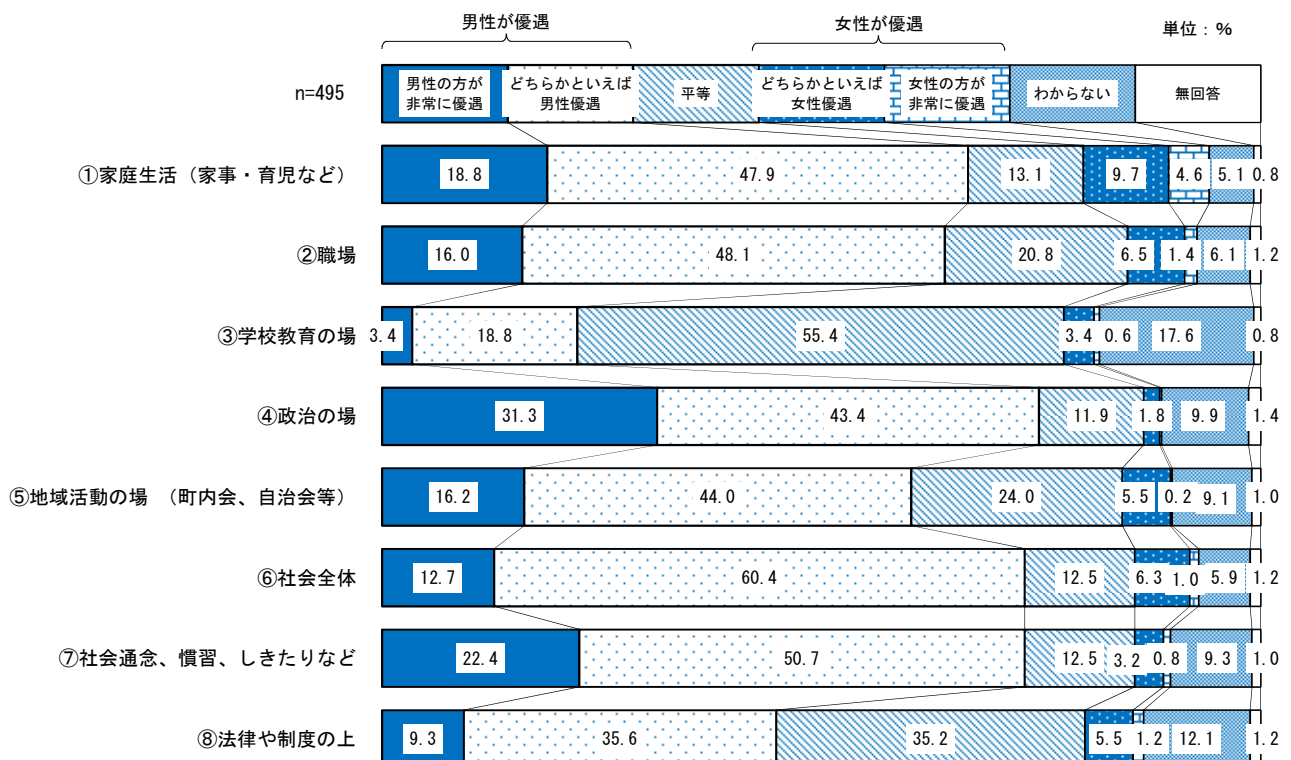
なお、一部の項目では平成25年度に実施した前回調査と比較した結果を掲載しています。

①男女の地位の平等に関する意識

ア) 各分野での男女の地位の平等

8つの分野すべてで、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている』が、『女性の方が優遇されている』を上回っています。特に、「④政治の場」(74.7%)「⑥社会全体」と「⑦社会通念、慣習、しきたりなど」(ともに73.1%)、「①家庭生活」(66.7%)、「②職場」(64.1%)、「⑤地域活動の場」(60.2%)では、『男性の方が優遇されている』が5割を超えて多くなっています。

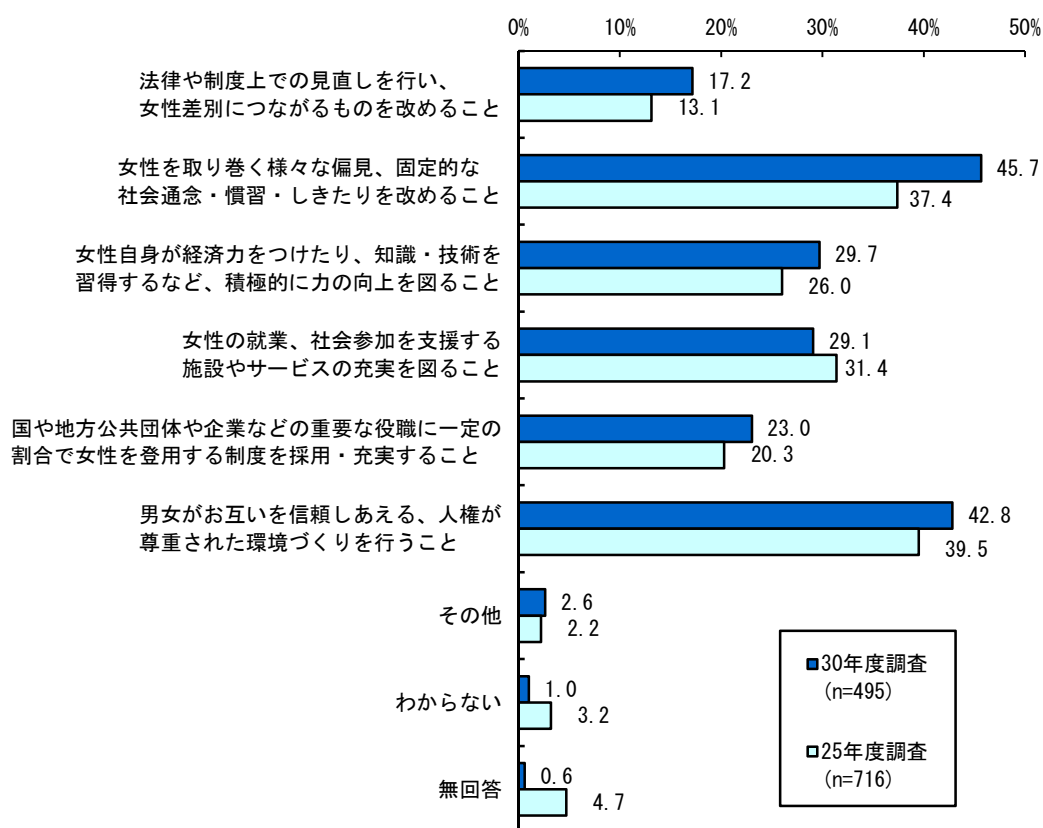
また、「③学校教育の場」のみ、「平等である」が55.4%で半数を超えています。



イ) 男女がもっと平等になるために重要だと思うこと

「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」(45.7%)、「男女がお互いを信頼しあえる、人権が尊重された環境づくりを行うこと」(42.8%) が4割を超えて多くなっており、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」(29.7%)、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」(29.1%) が約3割で続いています。

前回調査結果と比較すると、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が8.3ポイント増加しています。

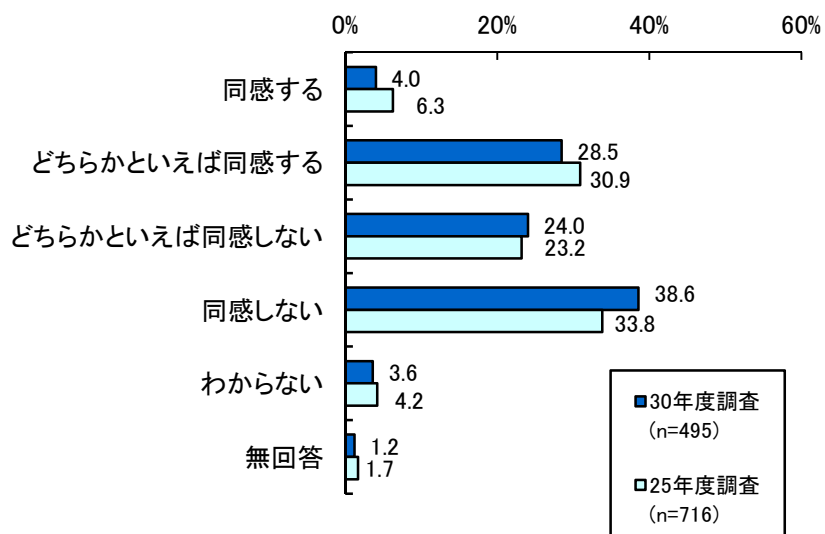


②「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」(38.6%)が最も多くなっており、「どちらかといえば同感しない」(24.0%)も合わせた『同感しない』は62.6%で、6割を超えています。

一方で、「同感する」と「どちらかといえば同感する」を合わせた『同感する』は32.5%となっています。

前回調査結果と比較すると、『同感しない』が増加しており、『同感する』が減少しています。



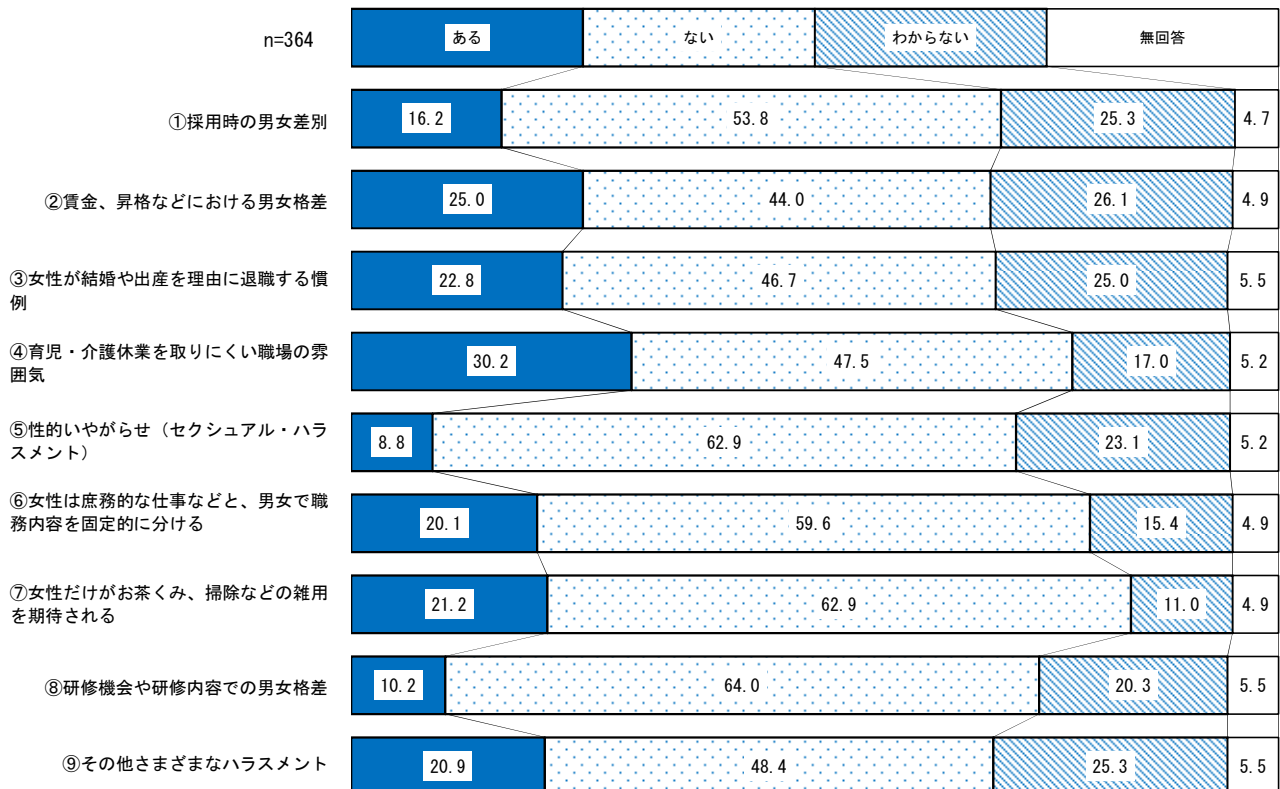
③就業について

ア) 職場における差別や嫌がらせ

働いている人に職場における差別や嫌がらせについて聞いたところ、9つの項目すべてで「ない」が「ある」を上回っています。

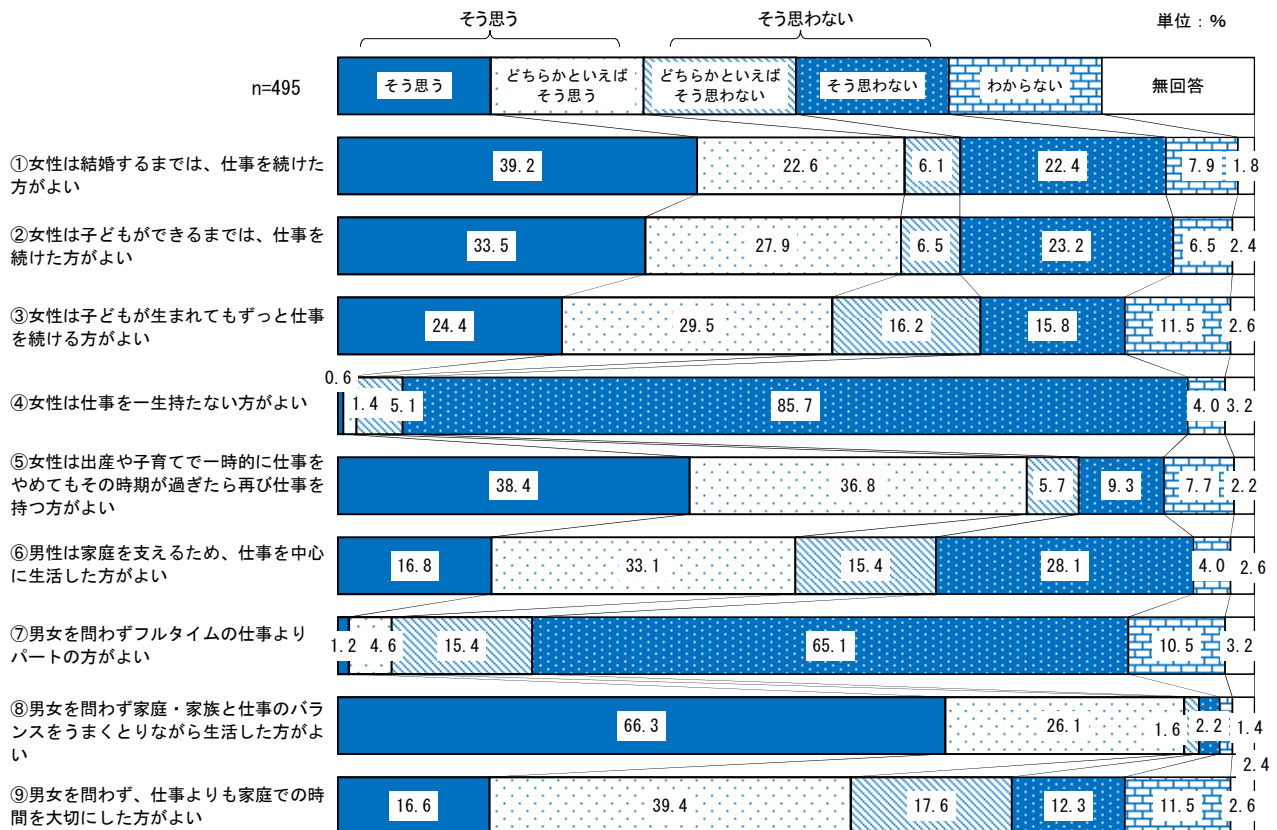
一方で、「ある」が比較的多くなっているのは「④育児・介護休業を取りにくい職場の雰囲気」(30.2%)、「②賃金、昇格などにおける男女格差」(25.0%)です。

単位：％



イ) 仕事へのかかわり方

「④女性は仕事を一生持たない方がよい」と「⑦男女を問わずフルタイムの仕事よりパートの方がよい」を除いた7つの項目で、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』が『そう思わない』を上回っています。『そう思う』は、「⑧男女を問わず家庭・家族と仕事のバランスをうまくとりながら生活した方がよい」(92.4%)では9割、「⑤女性は出産や子育てで一時的に仕事をやめてもその時期が過ぎたら再び仕事を持つ方がよい」(75.2%)では7割を超え、特に多くなっています。

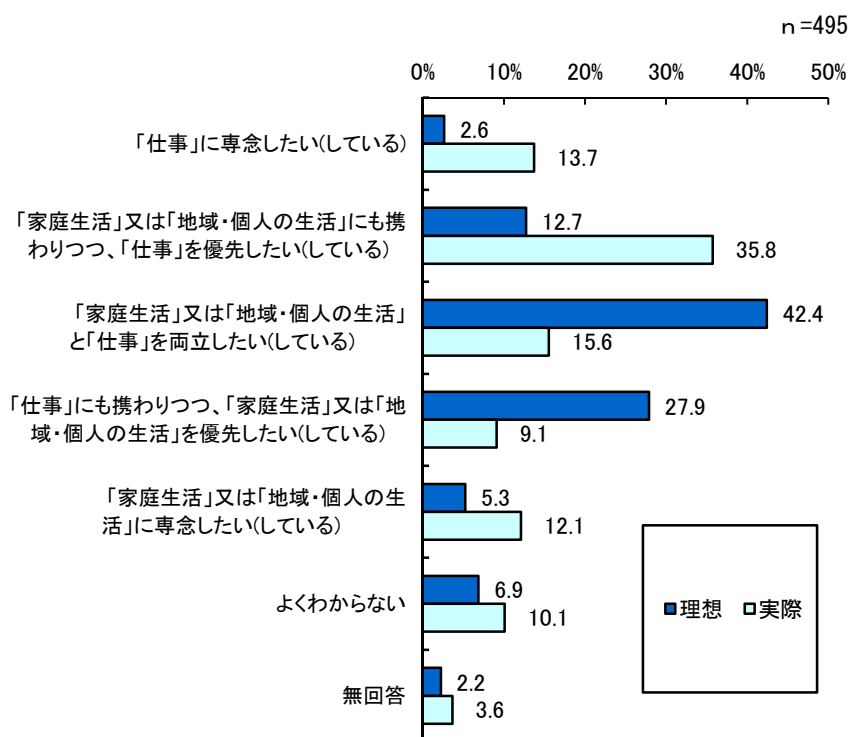


④仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理想については、『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』を両立したい」が42.4%で最も多く、『仕事』にも携わりつつ、『家庭生活』又は『地域・個人の生活』を優先したい」が27.9%、『家庭生活』又は『地域・個人の生活』にも携わりつつ、『仕事』を優先したい」が12.7%で続いています。

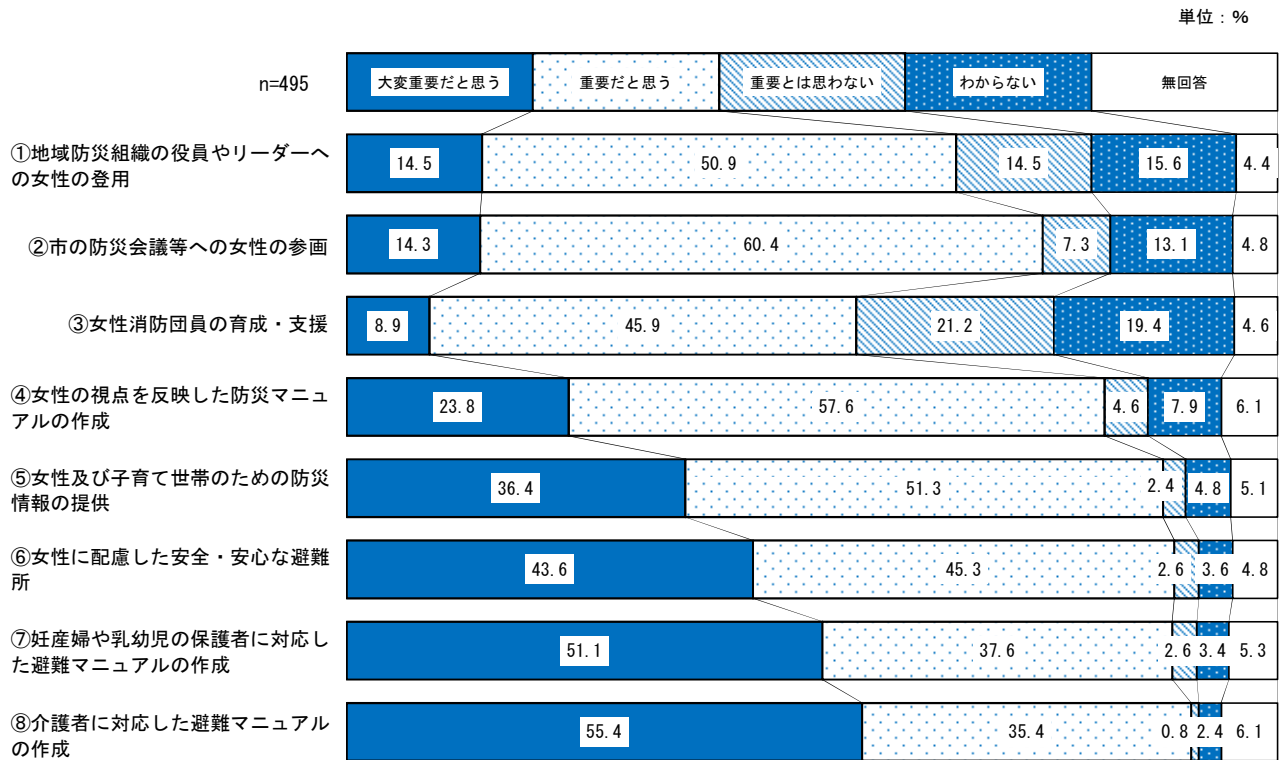
これに対し、実際は、『家庭生活』又は『地域・個人の生活』にも携わりつつ、『仕事』を優先している」が35.8%で最も多く、『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』を両立している」が15.6%、『仕事』に専念している」が13.7%で続いています。

理想が実際に上回るのは、『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』を両立したい（している）」（26.8ポイント差）、『仕事』にも携わりつつ、『家庭生活』又は『地域・個人の生活』を優先したい（している）」（18.8ポイント差）です。



⑤女性の視点に立った防災対策で重要なこと

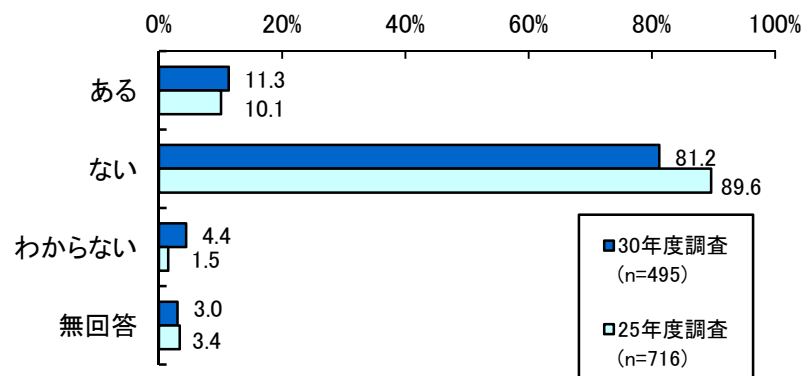
「大変重要だと思う」が最も多かったのは「⑧介護者（要介護者を介護する人）に対応した避難マニュアルの作成」（55.4%）、「⑦妊産婦や乳幼児の保護者に対応した避難マニュアルの作成」（51.1%）です。それ以外の6つの項目では「重要だと思う」が最も多くなっています。



⑥ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた経験

配偶者や恋人からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた経験の有無については、「ある」が11.3%、「ない」が81.2%となっています。

前回調査結果と比較すると、「ない」が8.4ポイント減少しています。

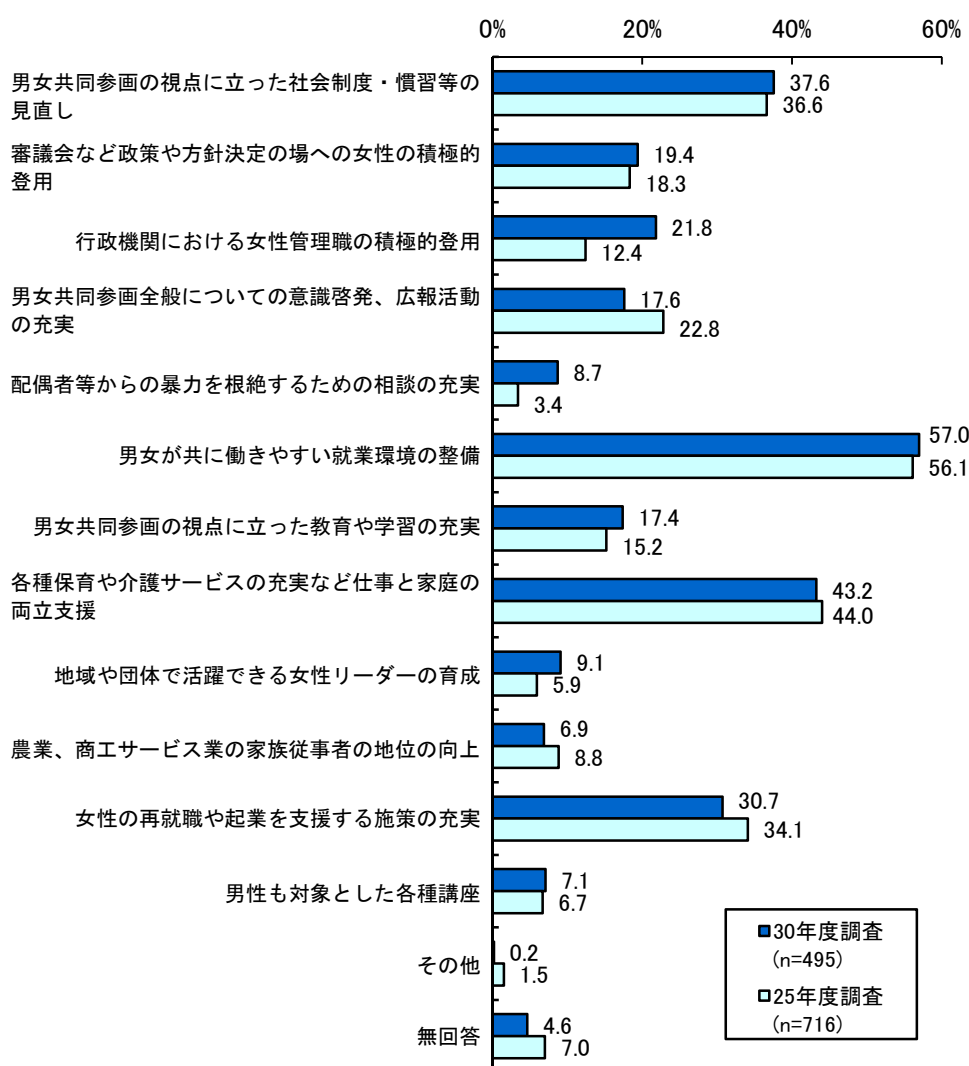


⑦行政の施策について

ア) 男女共同参画社会の実現のために筑西市が力を入れるべきこと

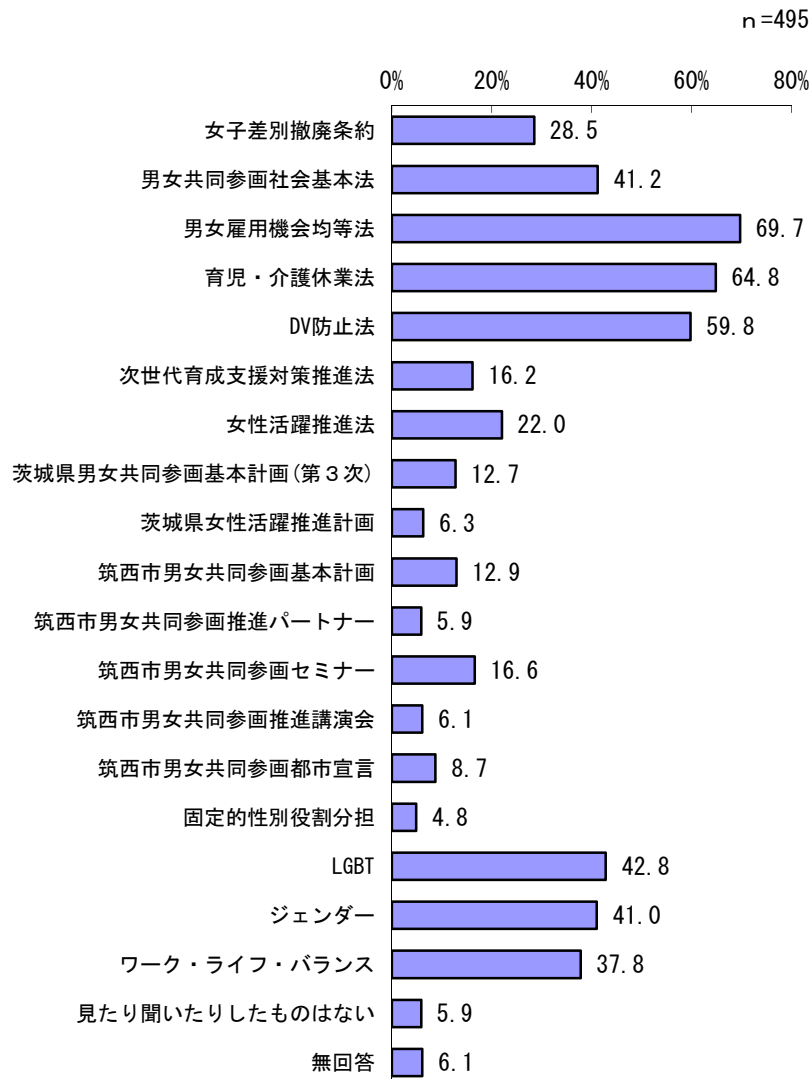
「男女が共に働きやすい就業環境の整備」が 57.0%で最も多く、次いで「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭の両立支援」が 43.2%、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習等の見直し」が 37.6%、「女性の再就職や起業を支援する施策の充実」が 30.7%で多くなっています。

前回調査結果と比較すると、「行政機関における女性管理職の積極的登用」、「配偶者等からの暴力を根絶するための相談の充実」が増加しています。



イ) 言葉や施策等で見たり聞いたりしたことがあるもの

「男女雇用機会均等法」(69.7%)、「育児・介護休業法」(64.8%)、「DV防止法」(59.8%)が6割前後で多くなっています。また、「LGBT」(42.8%)、「男女共同参画社会基本法」(41.2%)、「ジェンダー」(41.0%)が4割台が続いています。



3. 筑西市男女共同参画基本計画（後期実施計画）の推進状況

平成 27 年 3 月に策定した「筑西市男女共同参画基本計画 後期実施計画」における関連する主な指標について、平成 30 年度の実績値は以下の通りです。

「市における女性管理職の登用率」、「延長保育実施施設数」、「介護予防事業参加人数」は実績値が目標値を上回っています。

基本 目標	指 標 項 目	現況値 (H25 年度)	目標値 (H31 年度)	実績値 (H30 年度)
Ⅰ	家庭教育学級の実施数	42 学級	47 学級	40 学級
	男女共同参画推進パートナー団体数	33 団体	50 団体	40 団体
	市男性職員の育児休業取得人数	0 人	5 人	2 人
	社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位が平等と思う人の割合	13.8%	50.0%	12.5%
	学校教育の場で男女の地位が平等と思う人の割合	54.3%	80.0%	55.4%
	配偶者や恋人からDVを受けた経験がある人の割合	10.1%	根絶を目指す	11.3%
Ⅱ	審議会における女性の登用率	25.1%	30.0%	29.1%
	単位自治会の女性会長数	15 人	44 人	20 人
	女性委員不在の審議会等の数	6 団体	0 団体	4 団体
	市における女性管理職の登用率 (※一般行政職・技能労務職のみ)	12.9%	20.0%	24.0%
	家庭生活で男女の地位が平等と思う人の割合	18.2%	50.0%	13.1%
	地域活動の場で男女の地位が平等と思う人の割合	24.9%	50.0%	24.0%
	政治の場で男女の地位が平等と思う人の割合	17.2%	50.0%	11.9%
Ⅲ	家族経営協定締結数	153 件	170 件	149 件
	職場で男女の地位が平等と思う人の割合	19.4%	50.0%	20.8%
	家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を両立している人の割合	15.4%	40.0%	15.6%
Ⅳ	介護予防事業参加人数	53,462 人	55,000 人	65,453 人
	延長保育実施施設数	18 箇所	20 箇所	21 箇所
	休日保育実施施設数	1 箇所	2 箇所	1 箇所
	病後児保育実施施設数	3 箇所	5 箇所	2 箇所
	一時預かり事業実施施設数	14 箇所	26 箇所	19 箇所

第 3 章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「第2次筑西市総合計画」では、「将来都市像」の実現に向けた「まちづくりの基本理念」の一つである「自主・自立したまちづくりの強化」の中に、施策「人権の尊重と男女共同参画の推進」を位置づけています。

また、「筑西市男女共同参画基本計画（第1次計画）」では、「筑西市男女共同参画推進条例」に基づき、以下の項目を基本理念として、本市における男女共同参画施策の推進を図ってきました。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的性別役割分担意識に基づく社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう配慮すること。
- (3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動又は職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 市における施策又は事業者若しくは民間団体における計画、方針の立案及び決定において、男女が共に参画する機会が確保されること。
- (5) 男女共同参画と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調の下に行うこと。

一方で、社会経済情勢や市民意識等は「第1次計画」の策定時から大きく変化しており、男女共同参画社会の実現のためには、性別や世代にかかわらず取り組みを進めていくことがより重要になっています。

こうしたことから、本計画に対して広く市民に親しみを持っていただけるよう、上記の基本理念を踏まえ、新たに目標像として

ひと ひと
女と男すてきにパートナー

を設定し、男女を問わず、市民一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

2. 基本目標

基本理念を実現するために、本計画の基本目標を以下の4つとし、これらに沿って施策を推進していくこととします。

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

一人ひとりがお互いの人権を尊重し、性別や世代にかかわらず個性や能力を発揮できる社会を形成するためには、社会制度・慣行等によって長く培われてきた「固定的性別役割分担意識」を解消し、新たな意識づくりを継続して推進していくとともに、昨今は性的マイノリティへの新たな意識の醸成も求められているため、啓発活動や、当事者への支援を行い、一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に努めます。

意識を醸成させるためには、幼児期から青年期にわたる教育や、子どもたちを取り巻く環境整備も重要となってくることから、学校等における人権や男女平等教育の充実にも努めます。

基本目標Ⅱ 暴力の根絶をめざす環境の整備

配偶者やパートナーからの暴力、各種のハラスメント等の暴力は、人権を著しく侵害するものであり、犯罪となる行為を含む場合もあることから、男女共同参画社会の実現にあたって大きな課題となっているため、そうしたあらゆる暴力の根絶をめざして、暴力防止のための意識啓発や、被害者の早期発見・早期支援に取り組めます。

基本目標Ⅲ あらゆる分野に対等に参画するための環境の整備

男女がともに社会のあらゆる分野に主体的に参画する機会を得られるよう、市の審議会等における女性委員の参画や、市役所内における女性職員の管理職への登用の促進等、政策・方針決定の場における女性の参画拡大を推進します。

防災分野や地域社会においても、男女が対等な立場で参画し、異なる視点をいかして課題を解決できるよう、男女がともに防災活動や地域活動に参加しやすくなるための支援を行います。

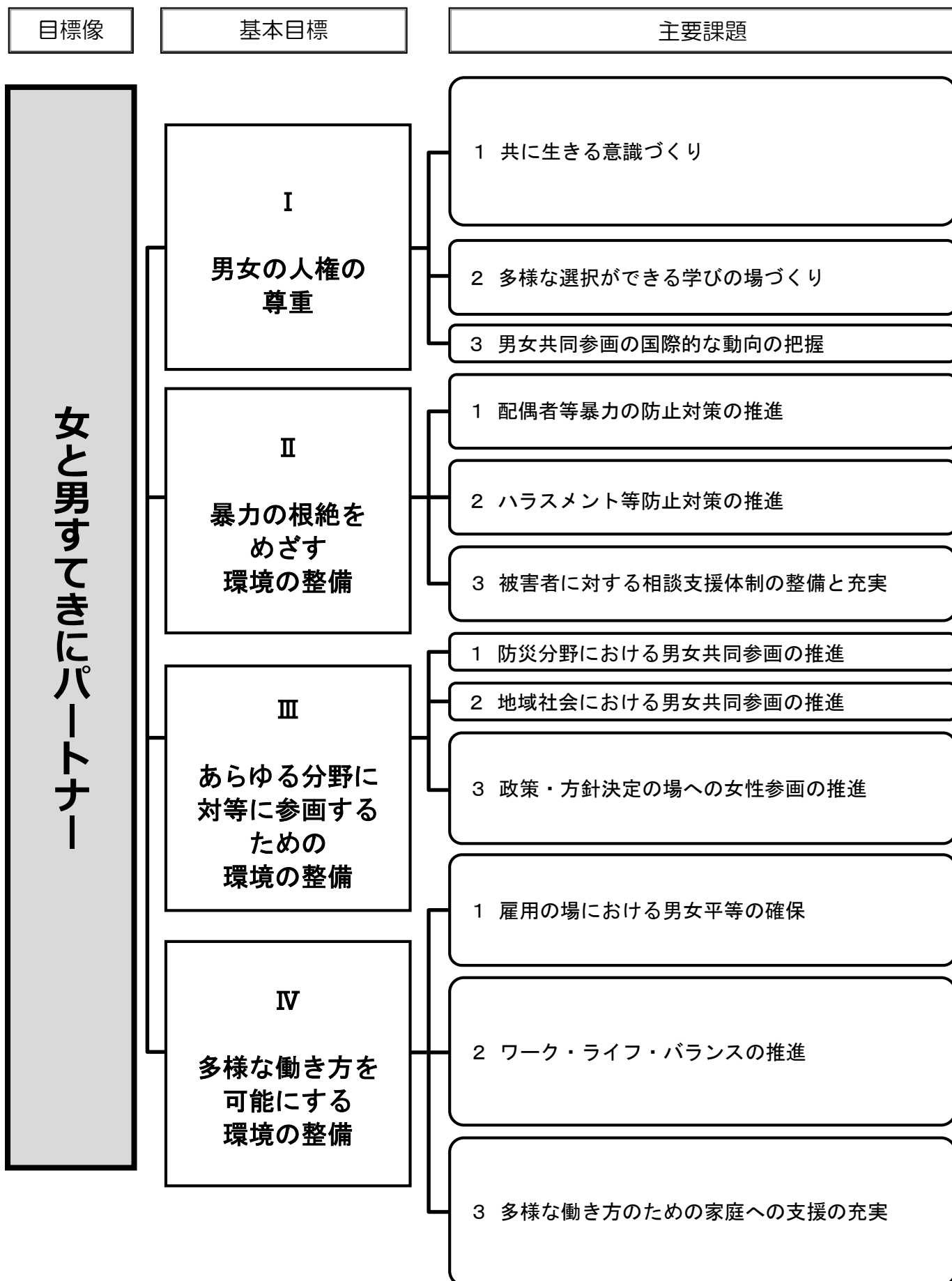
基本目標Ⅳ 多様な働き方を可能にする環境の整備

誰もが性別にかかわらず能力や個性を発揮し、活躍できる社会をめざすために、就労の場における男女平等の確保や多様な働き方のための環境整備、男性の家庭生活への参画等によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を促進します。

また、女性のさらなる活躍推進をめざし、子育てしやすい環境の整備や介護への支援、困難を抱える家庭への支援の充実を図ります。



3. 計画の体系図



施策の方向

- 1 男女共同参画と人権尊重の視点に立った固定的性別役割分担意識と差別や偏見の解消、社会制度・慣行の見直し
- 2 男女共同参画施策の総合的な推進
- 3 男女共同参画の視点に立った相談体制の充実
- 4 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

- 1 学校教育における男女平等の推進
- 2 生涯学習における男女平等の推進

- 1 情報の収集と提供

- 1 暴力防止のための意識啓発
- 2 被害者の早期発見

- 1 雇用の場におけるハラスメント等防止対策の推進
- 2 教育の場におけるハラスメント等防止対策の推進

- 1 相談体制の充実
- 2 被害者の保護及び支援

- 1 防災分野における男女共同参画の推進

- 1 地域社会における男女共同参画の推進

- 1 市の政策方針決定の場における女性の参画拡大
- 2 市役所内における女性の参画推進
- 3 女性の人材発掘と情報収集・提供

- 1 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- 2 働く女性の母性保護の推進
- 3 女性の能力発揮のための支援

- 1 多様な働き方ができる職場づくり
- 2 いきいきと働ける環境づくり
- 3 仕事と生活の両立支援
- 4 男性の家庭生活への参画の促進

- 1 結婚から妊娠・出産にわたる支援
- 2 子育てしやすい環境づくりの推進
- 3 ひとり親家庭に対する支援
- 4 介護者支援の充実

第 4 章

施策の展開

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

主要課題1 共に生きる意識づくり

■ 現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識を解消し、一人ひとりがお互いを尊重し、性別ではなく個性や能力を認めあう意識づくりが重要です。

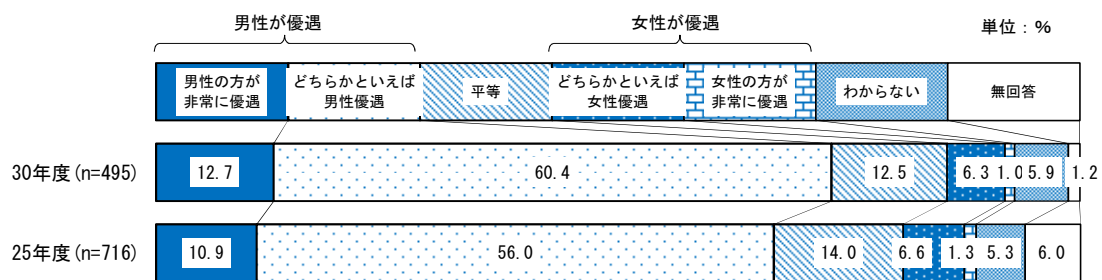
市民意識調査では、固定的性別役割分担意識について、平成25年度に実施した前回調査結果と比較すると、解消・改善の傾向がみられます（→21 ページ参照）。

一方で、社会全体における男女の地位の平等と、社会通念、慣習、しきたりなどにおける男女の地位の平等については、いずれも『男性の方が優遇されている』という回答の割合が7割を超えており、前回調査結果と比較しても傾向は変わっていない反面（→40 ページ参照）、性的マイノリティ（LGBT）に関しては意識の高まりも見られます（→27 ページ参照）。

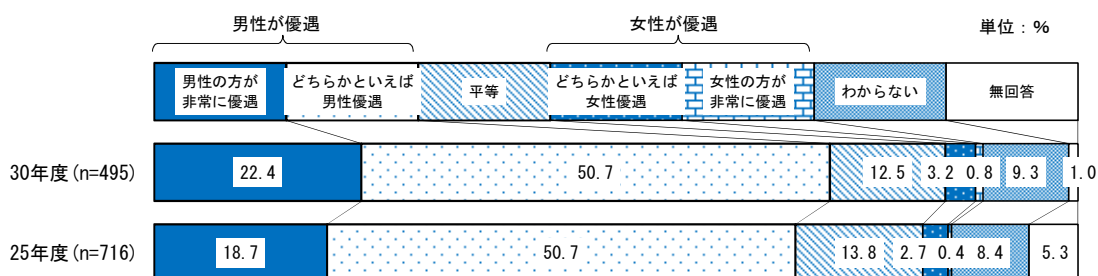
また、男女がもっと平等になるために重要だと思うことについて、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」と「男女がお互いを信頼しあえる、人権が尊重された環境づくりを行うこと」との回答が多くみられました（→20 ページ参照）。

こうした状況の中で、固定的性別役割分担意識のさらなる解消と、男女共同参画の意識の醸成のため、行政のみならず、市民・企業・各種団体とが連携・協力して、社会制度や慣行の見直し、さまざまな機会をとらえた多様な媒体による広報・啓発活動と情報提供、相談体制の充実等に継続して取り組む必要があります。

社会全体における男女の地位の平等



社会通念、慣習、しきたりなどにおける男女の地位の平等



● 施策の方向 1 男女共同参画と人権尊重の視点に立った固定的性別役割分担意識と差別や偏見の解消、社会制度・慣行の見直し

固定的性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを促進するため、男女共同参画パンフレット「女と男すてきにパートナー」の発行、事業所や市民の実態調査、研修会等の開催、市役所内における慣行の見直しガイドラインの周知を実施します。

また、性的マイノリティに関して、差別や偏見を解消するための情報提供・発信や、県の担当窓口への案内支援に取り組みます。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
1	社会制度・慣行の見直しのための定期的な意識啓発や調査	男女共同参画に関する事業所や市民の実態調査	市民協働課
		広報紙等での意識啓発	市民協働課
		「女と男すてきにパートナー」の発行	市民協働課
		人権啓発活動の実施	人権推進課
		人権教育に精通した講師による、人権教育研修会の開催	生涯学習課
		人権相談の実施	人権推進課
2	市役所内における慣行の見直し	慣行の見直しガイドラインの周知	市民協働課
3	性的指向等を理由とする差別や偏見の解消	性的マイノリティに関する研修会の実施、国・県主催の研修会への参加	市民協働課 人権推進課
		国・県及び関係団体等が主催する研修会の情報提供	市民協働課
		広報紙やホームページにおける情報発信	市民協働課
		性的マイノリティに関する支援	市民協働課
		「いばらきパートナーシップ宣誓制度」に係る市営住宅への適用	まちづくり課

● 施策の方向2 男女共同参画施策の総合的な推進

セミナー等の開催による市民・企業への啓発活動や各種団体への支援等、市民や企業・各種団体と連携した取り組みを進めるとともに、男女共同参画に関する職員研修の実施や本計画の評価等、男女共同参画に関する事業を関係各課が連携して実施し、男女共同参画施策を総合的に推進します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
4	行政と市民・企業・各種団体・NPO等とが相互に連携した取り組みの実施	各種団体等における女性役員の登用促進	市民協働課 関係課
		意識啓発のためのセミナー等の開催	市民協働課 関係課
		のぼり旗、ボールペン等による啓発	市民協働課
		各事業所・企業への「くるみんマーク」の普及推進	市民協働課
5	市役所内における関係部署の連携強化及び男女共同参画施策の全庁的推進	男女共同参画審議会の効率的な運営	市民協働課
		筑西市男女共同参画基本計画の評価・報告書の作成・公表	市民協働課
		男女共同参画に関する職員研修の実施	市民協働課 人事課
		広報紙での周知	市民協働課
		実施計画の見直し	市民協働課
		男女共同参画都市宣言の周知	市民協働課
6	各関係団体等のネットワークの推進及び団体活動の支援	男女共同参画についての活動団体との連携・協力・支援	市民協働課
7	男女共同参画拠点機能の整備・充実	男女共同参画拠点機能の整備・充実	市民協働課
		男女共同参画図書コーナーの設置	市民協働課
8	男女共同参画推進協議会及び協力員の活動の充実	男女共同参画推進協議会及び男女共同参画推進パートナーの活動の充実	市民協働課

● 施策の方向3 男女共同参画の視点に立った相談体制の充実

男女共同参画苦情・意見処理委員会を活用し、男女共同参画の視点に立った相談体制の充実を図ります。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
9	男女共同参画苦情・意見処理委員会の活用	男女共同参画苦情・意見処理委員会の活用	市民協働課

● 施策の方向4 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

男女共同参画月間等や各種団体のイベントの開催時に合わせた、ポスター等の掲示、啓発冊子の配布により、各種団体との連携による広報・啓発活動を推進します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
10	各種団体との連携による広報・啓発活動の推進	男女共同参画月間・週間等や各種団体イベント時などの多様な機会を通じての啓発	市民協働課 広報広聴課
		啓発冊子による情報発信	市民協働課

主要課題 2

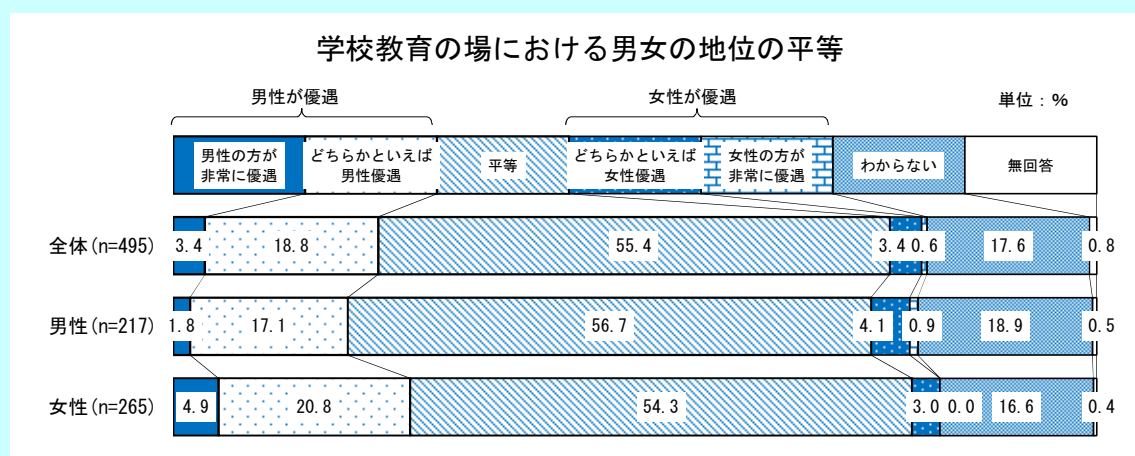
多様な選択ができる学びの場づくり

■ 現状と課題

個人の意識や価値観の形成には、本人が置かれている環境（家庭・学校・地域社会等）や社会の枠組み、幼少期からの教育・学習が大きな影響を及ぼします。男女を問わず個人が能力を発揮し、多様な選択ができる社会の実現のためには、幼い頃から男女平等や男女共同参画を含めた人権尊重の意識づくりを行うことが重要です。

市民意識調査では、学校教育における男女の地位の平等について、「平等である」という回答が5割を超えており、男女別にみても全体の結果と傾向は同じです。しかし、『男性の方が優遇されている』という回答も全体で2割程度みられることから、引き続き学校における男女平等や男女共同参画を含む人権に関する教育を進めると同時に、教職員に対して男女共同参画への意識啓発を行う必要があります。

また、学校以外の場合でも意識づくりを進めるため、家庭（保護者）への啓発活動や、生涯学習の機会を生かした地域向けの取り組みも重要です。



● 施策の方向 1 学校教育における男女平等の推進

学校教育における男女平等を推進するため、管理職に対する研修会の開催や、男女共同参画に関する意識調査の実施、啓発パンフレットの作成・配布等により、学校教育における男女平等を推進します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
11	学校における人権教育と男女平等教育の充実	筑西市人権教育管理職等研修会の開催及び男女平等を推進するための教育学習の充実	指導課
		各小中学校における男女混合名簿使用の啓発の推進	指導課
		男女共同参画に関する小中学生の意識調査	市民協働課
		子ども向けの啓発パンフレットの作成配付	市民協働課
		学校教育における情報教育(情報モラルの習得や情報を適切に活用する能力)の周知	指導課

● 施策の方向 2 生涯学習における男女平等の推進

ジェンダーの視点を入れた講演会、研修会等の開催など、家庭教育学級を充実させるとともに、男女共同参画出前講座を実施し、地域向けの学習の機会を提供します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
12	家庭教育学級の充実	保育所・幼稚園・小学校・中学校単位及び市全体でのジェンダーの視点を入れた家庭教育学級（講演会、研修会等）の開催	生涯学習課
		家庭教育学級を開設していない保育所・幼稚園への開設の促進	生涯学習課
13	男女平等講座の実施	男女共同参画出前講座の実施	市民協働課

■ 現状と課題

「男女共同参画社会基本法」では、「国際的協調」が基本理念の一つとして定められており、国の男女共同参画に関する施策は、国際社会における取り組み（国連等が行う取り組み等）と連動して推進されてきました。

また、「筑西市男女共同参画推進条例」においても、基本理念として「男女共同参画と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調の下に行うこと。」を掲げていることから、男女共同参画施策の推進にあたっては、国際的な動向を把握することが必要です。

● 施策の方向 1 情報の収集と提供

男女共同参画の国際的な動向を把握するため、国・県からの情報の収集を行うとともに、情報提供を実施します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
14	男女共同参画に関する国際的動向についての情報収集及び提供	男女共同参画に関する国際的動向についての情報収集及び提供	市民協働課

基本目標Ⅱ 暴力の根絶をめざす環境の整備

主要課題1 配偶者等暴力の防止対策の推進

■ 現状と課題

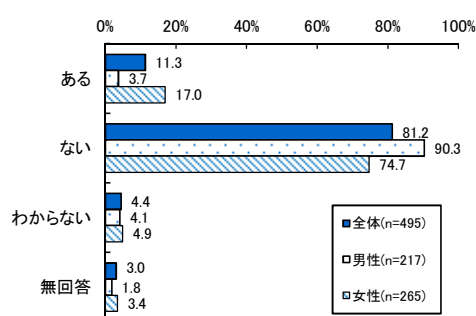
暴力は、人権を著しく侵害するものであり、一人ひとりの人権が尊重される社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題の一つです。

配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）は、身体的な暴力のみならず、精神的な暴力・性的な暴力・経済的な暴力と形態がさまざまであることから、被害の実態把握が難しくなっています。さらに近年では、若い世代における交際相手からの暴力、いわゆるデートDVも問題となっており、男女間の暴力は被害が多様化・深刻化しています。

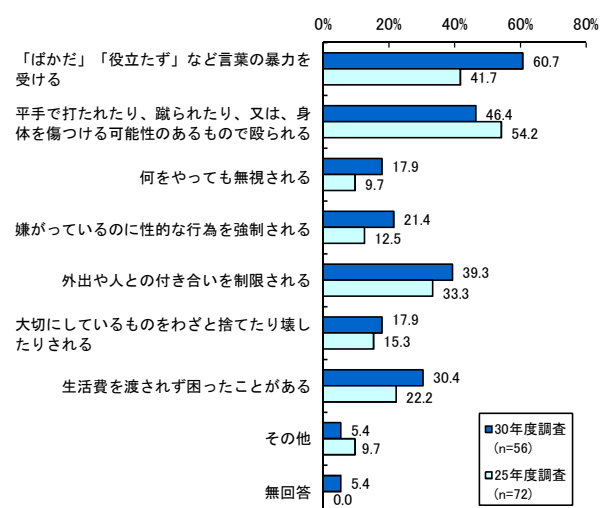
市民意識調査では、配偶者や恋人から暴力を受けたことが「ある」と回答した人は全体では1割程度ですが、男女別にみると女性が男性を大きく上回っていることから、被害者は女性の方が多いことがうかがえます。暴力の内容については、『『ばかだ』『役立たず』などの言葉の暴力を受ける』、『平手で打たれたり、蹴られたり、又は、身体を傷つける可能性のあるもので殴られる』、『外出や人との付き合いを制限される』が多く挙げられています。

暴力を未然に防ぐため、引き続き意識啓発に努めるとともに、被害者を早期に発見し、適切な支援につなげていくことが重要です。

配偶者や恋人から暴力を受けた経験の有無



暴力の内容



● 施策の方向 1 暴力防止のための意識啓発

あらゆる暴力の防止に向けて、冊子・パンフレット等の作成・配布、研修会の開催等の意識啓発活動を実施するとともに、暴力に関する調査・研究を行います。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
15	暴力の発生を防ぐ環境整備	暴力防止、啓発、冊子・パンフレット等の作成配布、研修会の実施	市民協働課
16	暴力に関する調査・研究	暴力に関するアンケート調査の実施	市民協働課

● 施策の方向 2 被害者の早期発見

配偶者等暴力は、子どもへの虐待を伴っている等、複合的な問題であるケースも多いため、茨城県配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関等と連携を強化し、被害者の早期発見・保護に努めます。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
17	被害者の早期発見のための体制整備	関係機関と連携しDV等被害者の保護	母子保健課
		保護を要する児童の早期発見及び適切な保護を図るための支援	母子保健課
		こども家庭センターにおける子育て家庭への相談・支援体制の充実	母子保健課

主要課題2

ハラスメント等防止対策の推進

■ 現状と課題

厚生労働省によると、都道府県労働局に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する平成30年度の相談件数は7,639件で、前年度より増加しています。また、各地の総合労働相談コーナーに寄せられた「いじめ・嫌がらせ」(パワー・ハラスメント等)に関する相談件数も増加傾向にあります。配偶者等の暴力だけでなく、こうした各種のハラスメント等の暴力も根絶に向けた対策が必要です。

市民意識調査では、職場において、セクシュアル・ハラスメントが「ある」という回答の割合は1割未満、その他さまざまなハラスメントが「ある」という回答の割合は2割程度となっています。しかし、どちらも「わからない」の割合は全体の約4分の1となっており、被害が潜在化している可能性が考えられます(→22ページ参照)。

また、各種ハラスメント等は雇用だけでなく、教育の場で起こりうるものです。教員・児童・生徒への啓発活動を進め、防止に向けた対策を進める必要があります。

● 施策の方向1 雇用の場におけるハラスメント等防止対策の推進

雇用の場における各種ハラスメント等を防止するため、ハラスメント防止対策実施条例・規則制定の検討を行います。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
18	雇用の場におけるハラスメント等防止対策の推進	ハラスメント防止対策実施条例・規則等の制定の検討	人事課

● 施策の方向2 教育の場におけるハラスメント等防止対策の推進

各学校に対する研修会等への参加の働きかけや、道徳教育等を通じた児童・生徒への啓発活動を行うなど、教育の場におけるハラスメントの防止対策を推進します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
19	教育の場におけるハラスメント等防止対策の推進	研修会等への参加及び教員・児童・生徒への啓発	指導課

主要課題 3

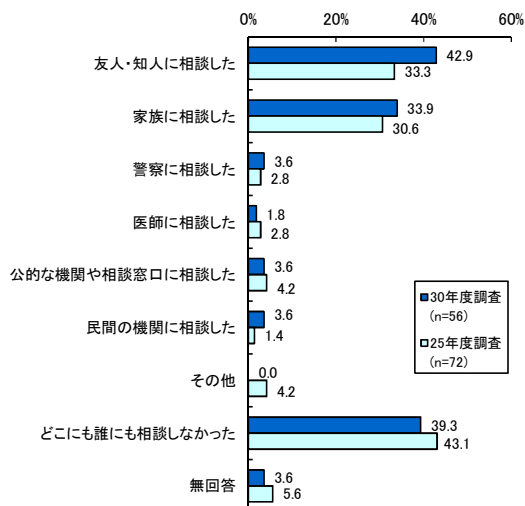
被害者に対する相談支援体制の整備と充実

■ 現状と課題

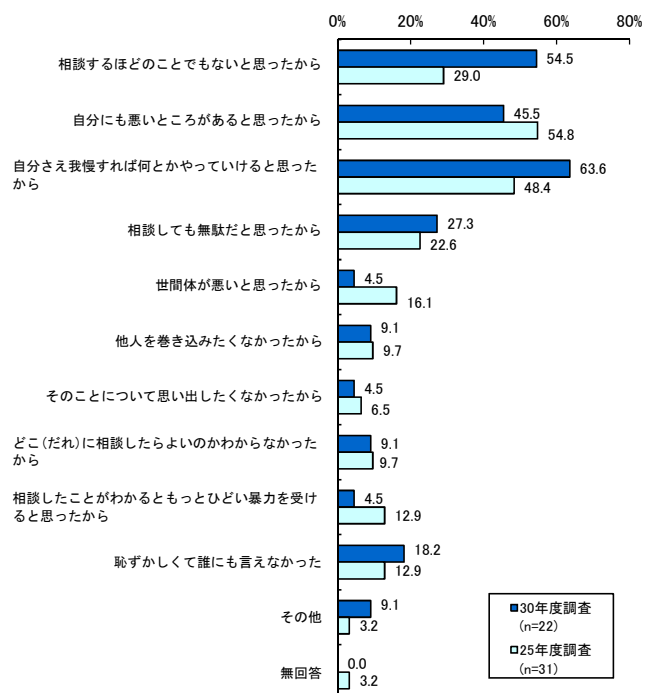
市民意識調査では、配偶者や恋人から暴力を受けたことが「ある」とした人のうち、「友人・知人に相談した」、「家族に相談した」という人が3割～4割程度みられる一方で、「どこにも誰にも相談しなかった」の割合が約4割となっています。相談しなかった理由としては、「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思ったから」、「相談するほどのことでもないと思ったから」等が多く挙げられています。

被害者が気軽に安心して相談できる体制を充実させるとともに、被害者へ適切な保護と支援を提供できるよう、体制整備に努めていくことが重要です。

暴力を受けたときの相談先



相談しなかった理由



● 施策の方向 1 相談体制の充実

女性相談員等による相談を実施し、被害者に対する相談体制の充実を図ります。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
20	相談体制の充実	女性相談員等によるDV相談の実施	母子保健課

● 施策の方向 2 被害者の保護及び支援

被害者の保護及び支援のため、関係各課が密接に連携・協働しながら、速やかに対応します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
21	被害者の保護及び支援	【被害者の状況に応じた切れ目ない支援】	
		・住民基本台帳事務における支援措置	市民課
		・被害者の居住施設の確保	まちづくり課
		・被害者の国民健康保険加入措置	医療保険課
		・学校における被害者の子どもの保護	学務課
		・DV担当職員の研修会等への積極的な参加	市民協働課 母子保健課

基本目標Ⅲ あらゆる分野に対等に参画するための環境の整備

主要課題 1 防災分野における男女共同参画の推進

■ 現状と課題

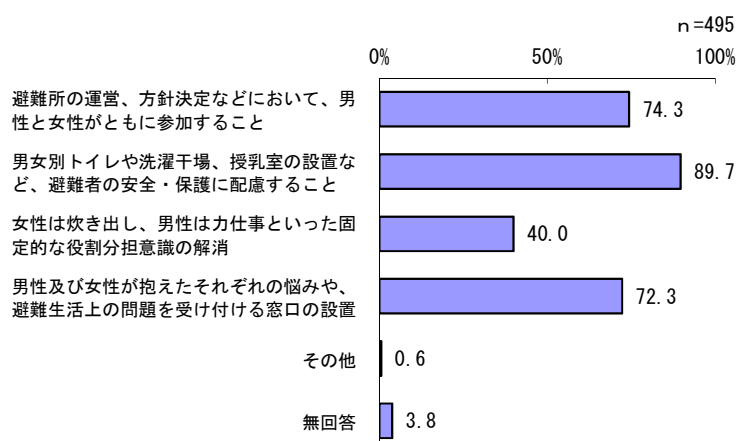
近年、日本各地では、地震・集中豪雨・台風等の自然災害の発生が相次いでおり、いつ災害が発生しても対応できるよう、地域の防災体制を平常時から整備する必要があります。

また、平成 23 年に発生した東日本大震災等、過去の災害において顕在化した、災害発生時における男女のニーズの違いについては、男女共同参画の視点を取り入れ、男女それぞれに配慮した取り組みを進めていくことが重要です。

市民意識調査では、女性の視点に立った防災対策として、「介護者（要介護者を介護する人）に対応した避難マニュアルの作成」、「妊産婦や乳幼児の保護者に対応した避難マニュアルの作成」を「大変重要だと思う」とした人が半数を超えており（→25 ページ参照）、災害発生時に社会的弱者になりやすい女性や子ども、高齢者・障害者やその介護者への配慮が求められています。

避難所における男女共同参画において必要なこととしては、「男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者の安全・保護に配慮すること」、「避難所の運営、方針決定などにおいて、男性と女性がともに参加すること」、「男性及び女性が抱えたそれぞれの悩みや、避難生活上の問題を受け付ける窓口の設置」が多く挙げられており、ニーズが多いことがうかがえます。

避難所に男女共同参画において必要なこと



● 施策の方向 1 防災分野における男女共同参画の推進

女性消防団や筑西市日赤奉仕団への活動支援、男女共同参画の視点に立った避難所運営訓練等の取り組みを通じて、防災分野における男女共同参画を推進します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
22	防災の分野における男女共同参画の推進	女性消防団の活動支援	消防防災課
		日本赤十字社との連携と日赤奉仕団への支援	社会福祉課
		地域の自主防災組織への参画推進	消防防災課
		防災士の育成支援	消防防災課
		男女共同参画の視点に立った避難所運営訓練等の実施	消防防災課

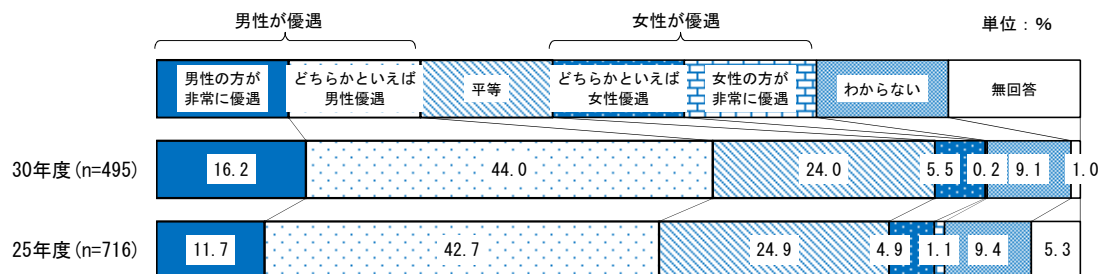
■ 現状と課題

近年では、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化により、地域住民同士の交流機会が減少し、地域社会の機能が低下しています。地域社会におけるさまざまな課題を解決するためには、性別や年代を問わず、地域活動に参加しやすい環境整備を行い、活動を活性化させることが重要です。

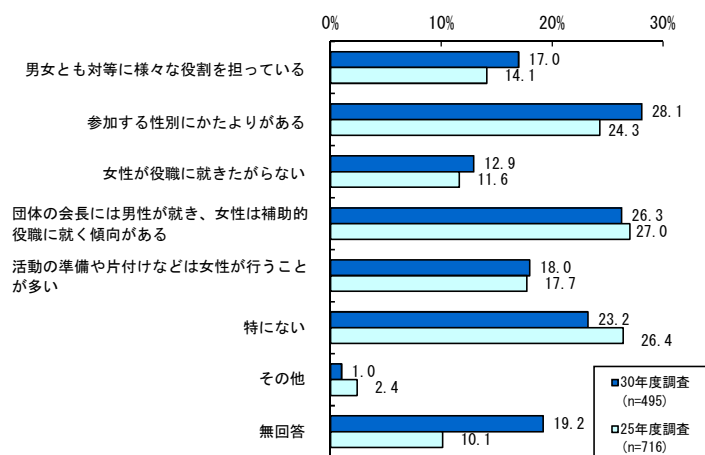
しかし、市民意識調査では、地域活動の場における男女の地位の平等について、『男性の方が優遇されている』という回答の割合が6割程度となっており、前回調査結果と比較しても、大きく傾向は変わっていません。また、地域活動における役割分担で感じていることについては、「参加する性別にかたよりのある」と「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く傾向がある」が多く挙げられており、こちらも前回調査結果と傾向は同様であることから、依然として地域活動における男女共同参画は進んでいないことがうかがえます。

引き続き、活力ある地域社会づくりのため、さまざまな活動・組織における女性の参画促進や、ボランティア活動等への情報提供、人材育成への支援に取り組む必要があります。

地域活動の場における男女の地位の平等



地域活動における役割分担で感じていること



● 施策の方向 1 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会のさまざまな活動において男女共同参画を推進するため、自治会役員への女性の登用促進、地域活動のリーダーとなる女性の人材育成等に努めます。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
23	地域おこし、まちづくり、観光に関する男女共同参画の推進	地域おこし、まちづくり、観光分野への女性の参画推進	商工観光課
24	自治会等のコミュニティ活動における参画促進	自治会役員への女性の登用促進	広報広聴課
25	ボランティア活動等への参画促進	ボランティア活動情報の提供やボランティアセンター機能の充実	社会福祉課
26	地域活動のリーダーとなる女性人材育成及び各種事業の推進	各種研修会等への参加協力	市民協働課

■ 現状と課題

政策・方針決定の過程に男女が共に参画し、それぞれの立場から意見を反映させていくことは、男女共同参画社会の実現にとって重要なことです。

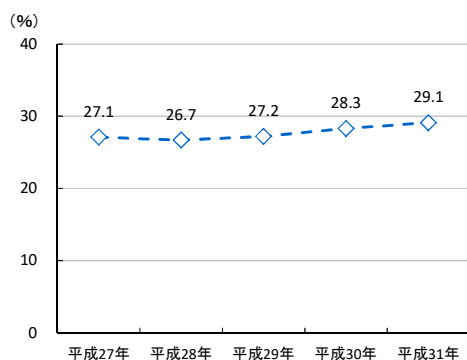
平成 28 年 4 月に施行された「女性活躍推進法」では、女性の採用、配置・育成、登用・評価等に関する取り組みを定める「事業主行動計画」の策定が国や地方公共団体、民間事業主に義務づけられ、本市においても平成 28 年 4 月に「筑西市特定事業主行動計画」を策定しています。

他方、本市の審議会における女性の登用率は、平成 31 年 4 月 1 日現在で 29.1% となっており、過去 5 年間の推移をみても、各年とも 30% 未満にとどまっています。女性不在の審議会もあり、市の政策方針決定の過程への女性の参画は十分には進んでいるとはいえないのが現状です。

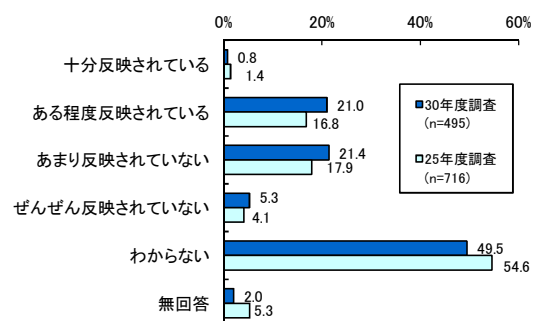
また、市民意識調査では、筑西市の施策に女性の意見が反映されているかについて、「わからない」が最も多くなっていますが、「あまり反映されていない」と「ぜんぜん反映されていない」を合わせた『反映されていない』は、「十分反映されている」と「ある程度反映されている」を合わせた『反映されている』を上回っており、前回調査結果と傾向は同様です。

今後も各審議会等の政策・方針決定の場や、市役所内における女性の参画拡大を推進すると同時に、女性の人材発掘に関する取り組み、女性人材育成のための情報提供・収集を進める必要があります。

本市の審議会における女性の登用率
(各年 4 月 1 日現在)



市の施策に女性の意見が
反映されているか



● 施策の方向 1 市の政策方針決定の場における女性の参画拡大

委員公募制の導入等により、各審議会や委員会、各種団体等における女性委員の参加を促進するとともに、各審議会における女性委員の参画状況の調査・公表を行います。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
27	審議会等における女性の参画推進	各審議会等への女性委員の登用促進	市民協働課 関係課
		各種団体等における女性委員の参画促進	市民協働課
		審議会、委員会等における公募制の導入	市民協働課 関係課
		各審議会における女性委員の参画状況の調査・公表	市民協働課

● 施策の方向 2 市役所内における女性の参画推進

適切な職員配置による女性職員の能力の活用と、女性職員の管理職への登用の促進に努めます。また、ポジティブ・アクションの推進の一環として、職員の資質向上に向けた、男女共同参画に関する研修の実施に取り組みます。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
28	女性職員の能力の活用、職域の拡大及び管理職への登用	性別に偏りのある職域・職務分担の見直し及び女性職員管理職への登用促進	人事課
29	研修における男女共同参画の視点の導入及びポジティブ・アクションの推進	職員一人一人の資質・能力の向上を目指した男女共同参画に関する研修の実施	市民協働課 人事課

● 施策の方向3 女性の人材発掘と情報収集・提供

市民団体との連携や筑西市女性人材バンクの活用、セミナーの開催による女性の人材発掘を行うとともに、研修会等の情報提供を行います。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
30	女性の人材に関する情報収集・整理・提供	市民団体との連携による女性登用の促進	市民協働課
		男女共同参画に関するセミナーの開催	市民協働課
		国、県主催による研修会の情報提供	市民協働課
		女性人材バンク登録事業の実施	市民協働課

基本目標Ⅳ 多様な働き方を可能にする環境の整備

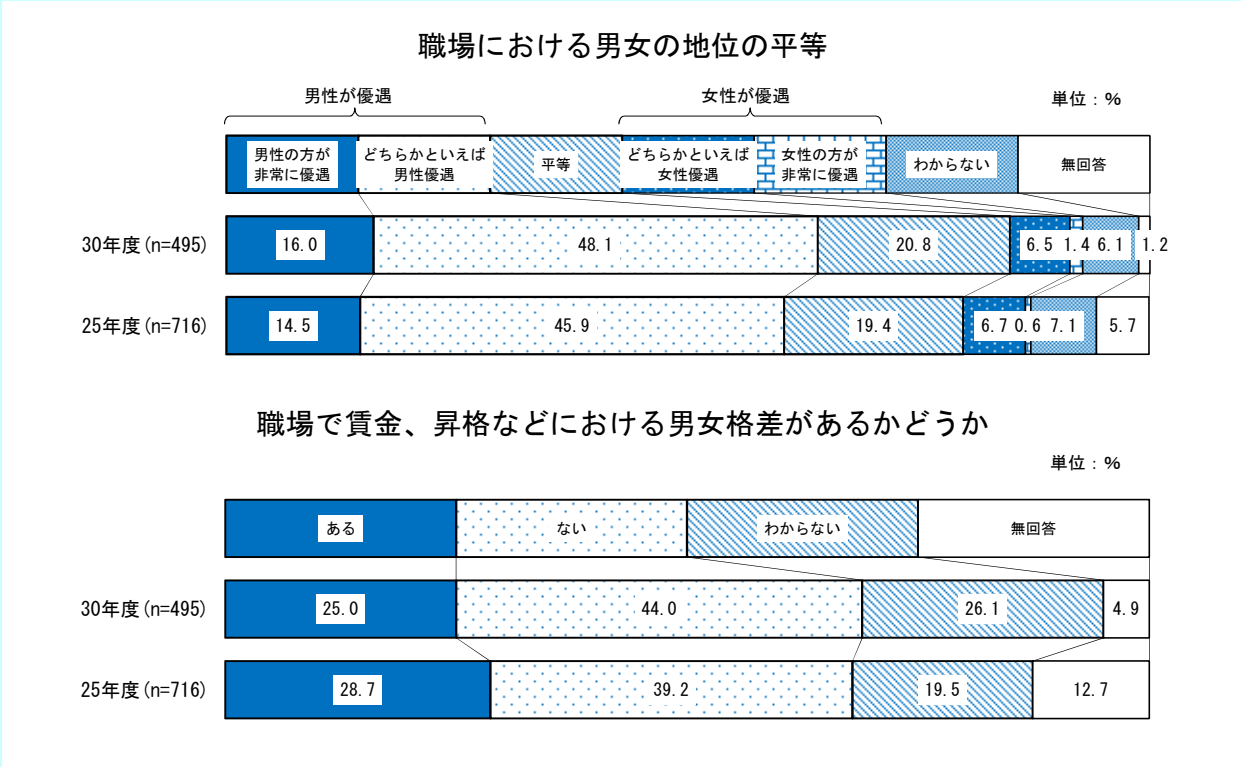
主要課題 1 雇用の場における男女平等の確保

■ 現状と課題

本市の女性の年代別労働力率における、結婚・出産等のための離職によってみられるM字カーブはゆるやかになっていること（→17 ページ参照）、既婚（有配偶）女性の年代別労働力率は各年代で上昇傾向にあることから（→18 ページ参照）、女性の就業機会は拡大傾向にあると考えられます。

一方で、市民意識調査では、職場における男女の地位の平等について、『男性の方が優遇されている』という回答の割合が6割を超えています。また、職場における差別や嫌がらせとして「賃金、昇格などにおける男女格差」が「ある」とした人は全体の4分の1程度です。これらについては、前回調査結果と比較しても大きく傾向が変わらないため、雇用の場における男女間の平等は完全には確保されていないことがうかがえます。

引き続き、関連する法律・制度の周知・啓発活動、妊娠・出産を理由とした不利益な取り扱いの防止に向けた取り組みや、在職中の女性に対する能力開発等の支援等を通じ、雇用の場における男女平等の確保に努める必要があります。



● 施策の方向 1 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法の周知や賃金格差の是正に関する企業への啓発、ポジティブ・アクション促進のための情報収集や提供を行い、あらゆる職場における均等な機会と待遇の確保の促進を図ります。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
31	男女雇用機会均等法の周知	「男女雇用機会均等法」の周知及び雇用の分野における男女の均等な機会、待遇の確保に向けての啓発活動の実施	商工観光課
32	雇用の場における女性の能力発揮のためのポジティブ・アクションの促進	基礎知識、ノウハウ等を習得するためのセミナーの開催情報やネットワーク作り等情報の収集や提供	商工観光課
33	賃金格差の是正促進	企業への啓発	商工観光課

● 施策の方向 2 働く女性の母性保護の推進

母性保護等に関する法律等の周知を進めると同時に、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱い等を防止するため、企業等への啓発、相談窓口の紹介に取り組みます。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
34	母性保護等に関する法律及び指針の周知	広報紙、ポスター等での啓発	商工観光課
35	妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱い等の防止の促進	企業等への啓発、相談窓口の紹介	商工観光課

● 施策の方向 3 女性の能力発揮のための支援

在職中の女性が十分に能力を発揮できるよう、能力開発等の支援として、セミナーの開催・情報提供を行います。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
36	在職中の女性に対する能力開発等の支援	セミナーの開催、県及び関係団体等が主催するセミナーの情報提供	市民協働課

主要課題2

ワーク・ライフ・バランスの推進

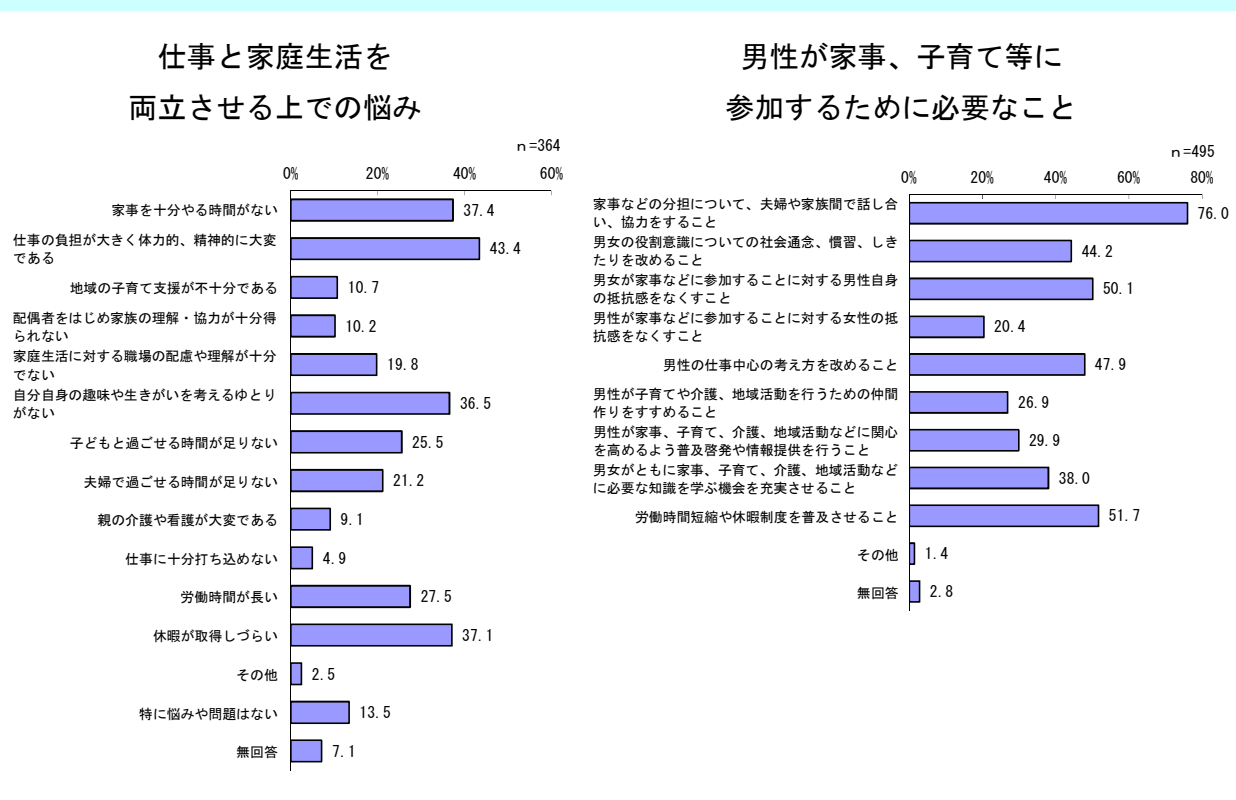
■ 現状と課題

個人が仕事と家庭生活等を両立させ、充実した生活を送ることは、性別にかかわらず能力や個性を発揮し、活躍できる社会の形成につながるものです。

市民意識調査では、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理想として、『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』を両立したい」が最も多くなっているものの、実際は『家庭生活』又は『地域・個人の生活』にも携わりつつ、『仕事』を優先している」が最も多く、理想と現実が乖離していることがうかがえます（→24 ページ参照）。

また、仕事と家庭生活を両立させる上での悩みとして、「仕事の負担が大きく体力的、精神的に大変である」、「家事を十分やる時間がない」、「休暇が取得しづらい」、「自分自身の趣味や生きがいを考えるゆとりがない」が挙げられています。さらに、男性が女性とともに家事、子育て等に参加するために必要なこととして、「家事などの分担について、夫婦や家族間で話し合い、協力すること」、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」、「男女が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の割合が多くなっています。

個人のライフスタイルに合わせた柔軟な働き方ができる職場環境の整備や、家庭生活における男女共同参画を促進し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めていく必要があります。



● 施策の方向 1 多様な働き方ができる職場づくり

多様な働き方ができる職場づくりのため、起業・再就職を目指す人への支援を行うとともに、関連法等の企業への啓発・周知活動を実施します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
37	起業・再就職を目指す人への支援	県及び関係団体等が主催する起業・再就職に関する研修会等の広報紙・ホームページの掲載	商工観光課
38	多様な働き方を可能にするための公正な処遇の促進	公正な処遇の図られた多様な働き方の周知啓発	商工観光課
39	パートタイム労働法の周知徹底	パートタイム労働法の周知徹底	市民協働課 商工観光課
40	労働者派遣法の周知徹底	派遣元事業主・派遣先に対する改正労働者派遣法の周知徹底	商工観光課

● 施策の方向 2 いきいきと働ける環境づくり

農業団体等や商工会議所等を通じた啓発活動の実施や、家族経営協定の締結推進により、自営業従事者や農業従事者が男女ともに働きやすい環境づくりを促進します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
41	農業の担い手及び農業士の育成支援	認定農業者協議会による講演会、研修会への参加の呼びかけ	農政課
42	女性家族従業者の労働時間の適正な評価及び労働環境の整備	商工業等の自営業従事者の意識の改革を目指した商工会議所、商工会を通じた啓発活動の実施	商工観光課
43	男女のパートナーシップの確立	家族経営協定の締結推進	農政課
44	農業団体等における女性役員の登用及び方針決定への参画促進	農業従事者の意識の改革促進及びＪＡ等への働きかけの実施	農政課

● 施策の方向3 仕事と生活の両立支援

広報紙やセミナー等による意識啓発、育児・介護休業についての周知活動や調査等、仕事と家庭の両立支援に関する取り組みを実施します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
45	仕事と家庭の両立に関する 広報・啓発活動の推進	広報紙等における意識啓発及びセミナー 等による啓発活動の推進	市民協働課
46	仕事と育児・介護を両立す るための制度の定着促進	育児・介護休業法を周知徹底するための啓 発活動の実施	市民協働課 商工観光課 人事課
		育児・介護休業法の市職員への周知（特に 男性の取得の推進）	人事課
		企業の育児・介護休業の取得状況実態調査 の実施	市民協働課
		市役所内の育児・介護休業の取得状況実態 調査の実施	人事課
47	家事・育児・介護等を適正 に評価	家事・育児・介護に対する適正な評価のた めの意識啓発	市民協働課

● 施策の方向4 男性の家庭生活への参画の促進

家事・育児・介護等への男性の参画を促進するため、セミナーの開催やチラシの配
布等の意識啓発を行います。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
48	男性の家事・育児・介護等 への参画促進	男性参画を促進するための意識の啓発	市民協働課
		男性の職場優先の意識・ライフスタイルを 改善するための啓発	市民協働課

主要課題 3

多様な働き方のための家庭への支援の充実

■ 現状と課題

市民意識調査では、一日のうちで家事（育児・介護を含む）に費やす時間について、男女別にみると、男性は「1時間未満」が最も多いのに対し、女性は「3～5時間未満」が最も多く、家事・育児・介護の負担が女性にかかっていることがうかがえます。

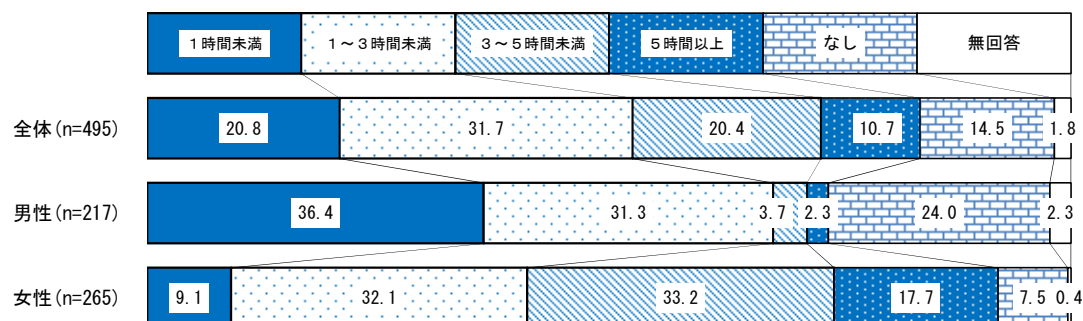
また、男女共同参画社会の実現のために市が力を入れるべきこととして、「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭の両立支援」が2番目に多くなっており、家庭への支援に対するニーズが多いことがわかります（→26 ページ参照）。

家事・育児・介護等の負担を減らし、男女がそれぞれ希望するライフスタイルに合わせた働き方ができるよう、結婚から妊娠・出産、さらには子育てにわたるきめ細やかな支援を行うとともに、介護者支援の充実を図ることが必要です。

ひとり親世帯については、本市では母子世帯が減少、父子世帯が横ばい傾向にありますが（→14 ページ参照）、生活上の困難を抱えている状況に変わりはなく、それらの家庭への支援は継続して行う必要があります。

一日のうちで家事（育児・介護を含む）に費やす時間

単位：％



● 施策の方向 1 結婚から妊娠・出産にわたる支援

結婚のための出会いの場の創出の支援や、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの保護、妊娠・出産期における女性の健康支援等、結婚から妊娠・出産にわたる支援を行います。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
49	結婚を望む人への出会いの場の創出	いばらき出会いサポートセンターと連携し、NPO法人等が開催する出会いの場づくりを支援	こども課
50	性と生殖に関する女性の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の保護	男女が互いの性を理解し、尊重し、妊娠や出産について、情報提供及び女性の意思が尊重されるための意識の啓発	市民協働課
		大学等の協力を得て行う幼児期から中学生までを対象とした性教育の実施	母子保健課
51	不妊治療に対する支援	不妊治療費補助金の交付・情報提供 （※不妊治療が健康保険制度の適用対象となったことに伴い、令和4年度をもって事業を終了）	母子保健課
52	妊娠・出産期における女性の健康支援	妊産婦に対する医療費の助成	医療保険課
		安全安心な妊娠・出産・育児のための医療機関委託健康診査の実施及び育児不安と負担の軽減	母子保健課
		母子健康手帳の交付及び安心して健康的な妊娠期を過ごすためのマタニティクラスの実施	母子保健課

● 施策の方向２ 子育てしやすい環境づくりの推進

子育てしやすい環境づくりのため、相談支援体制、保育サービスや保健・医療体制の充実、家庭教育に関する学習機会の提供等に取り組みます。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
53	乳幼児を対象とした相談の実施	乳幼児を対象にした相談の実施	母子保健課
54	乳幼児教室の開催	乳幼児教室の開催	母子保健課
55	乳幼児を対象とした健康診査の実施	乳幼児を対象とした健康診査の実施	母子保健課
56	多様なニーズに対応した子育て支援の整備及び充実	地域のニーズに合った放課後児童クラブの設置運営	こども課
		延長保育、休日保育、乳児保育、障がい児保育、病後児保育、一時預かり等の特別保育の充実	こども課
57	小児救急医療体制の充実及び関係機関との連携・協力	夜間休日一次救急診療所における平日夜間及び休日の一次救急医療体制の確保	地域医療推進課
58	子育て支援センターの充実及び活用促進	乳幼児と保護者の交流の場の設置、相談や情報の提供	母子保健課
59	家庭教育に関する学習機会の充実	子どものしつけなどに悩む親等へ、家庭教育・子育てに関する必要な学習機会の提供	生涯学習課

● 施策の方向3 ひとり親家庭に対する支援

困難な状況におかれているひとり親家庭に対し、各種手当等の支給、相談体制や経済的自立のための支援の充実等の取り組みを行います。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
60	ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭に対する医療福祉費の助成	医療保険課
		児童扶養手当の支給	こども課
		相談体制・自立支援施策の充実	こども課

● 施策の方向4 介護者支援の充実

介護者の負担軽減のための取り組みを行うとともに、介護に関する相談及び情報提供を実施します。

○ 具体的な施策・事業

No.	施策・事業	事業の概要	担当課
61	介護者支援の充実	介護に関する相談支援及び情報提供	高齢福祉課 介護保険課

計画の推進に関する主な指標

本計画期間（令和２年度～令和８年度）における、計画の推進に関する主な指標については以下の通りです。

指 標 項 目	現況値 (H30 年度)	目標値 (R8 年度)	担当課
家庭教育学級の実施数	40 学級	35 学級	生涯学習課
男女共同参画推進パートナー団体数	40 団体	50 団体	市民協働課
市男性職員の育児休業取得率	8.7%	85.0%	人事課
学校教育の場で男女の地位が平等と思う人の割合	※55.4%	80.0%	市民協働課
配偶者や恋人からDVを受けた経験がある人の割合	※11.3%	根絶を目指す	市民協働課
審議会等における女性の登用率	29.1%	35.0%	市民協働課
単位自治会の女性会長数（自治会総数 442）	20 人	22 人	広報広聴課
女性委員不在の審議会等の数	4 団体	0 団体	関係課
市における女性管理職の登用率（一般行政職・技能労務職のみ）	24.0%	25.0%	人事課
地域活動の場で男女の地位が平等と思う人の割合	※24.0%	50.0%	市民協働課
政治の場で男女の地位が平等と思う人の割合	※11.9%	50.0%	市民協働課
地域の自主防災組織における女性の割合	5.0%	50.0%	消防防災課
防災士の育成支援における対象者の女性の割合	27.3%	50.0%	消防防災課
家族経営協定締結数	149 件	160 件	農政課
職場で男女の地位が平等と思う人の割合	※20.8%	50.0%	市民協働課
家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を両立している人の割合	※15.6%	50.0%	市民協働課
介護予防事業参加人数	65,453 人	27,979 人	高齢福祉課
ファミリーサポート会員数	258 人	370 人	こども課
ちっくんひろば入場者数	23,204 人	24,000 人	こども課
子育て支援コンシェルジュ相談件数	625 人	696 人	こども課
母子保健コーディネーターの相談件数	新規	1,600 人	母子保健課

注：※印の指標項目は、市民意識調査結果（平成 30 年度実施）による。

第 5 章

計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

男女共同参画社会の形成をめざすためには、あらゆる分野における取り組みが必要であり、本計画の推進にあたっては、全庁的に課題意識を持ち、総合的かつ効果的に施策を展開することが重要です。

そのため、庁内において組織される「筑西市男女共同参画基本計画推進本部」を中心とし、庁内各課が緊密に連携しながら事業を実施します。

また、男女共同参画に関する取り組みの推進のため、国・県や近隣自治体等の行政機関、関連機関等との連携・協力体制の強化を図ります。

(2) 市民・団体・事業者等の連携

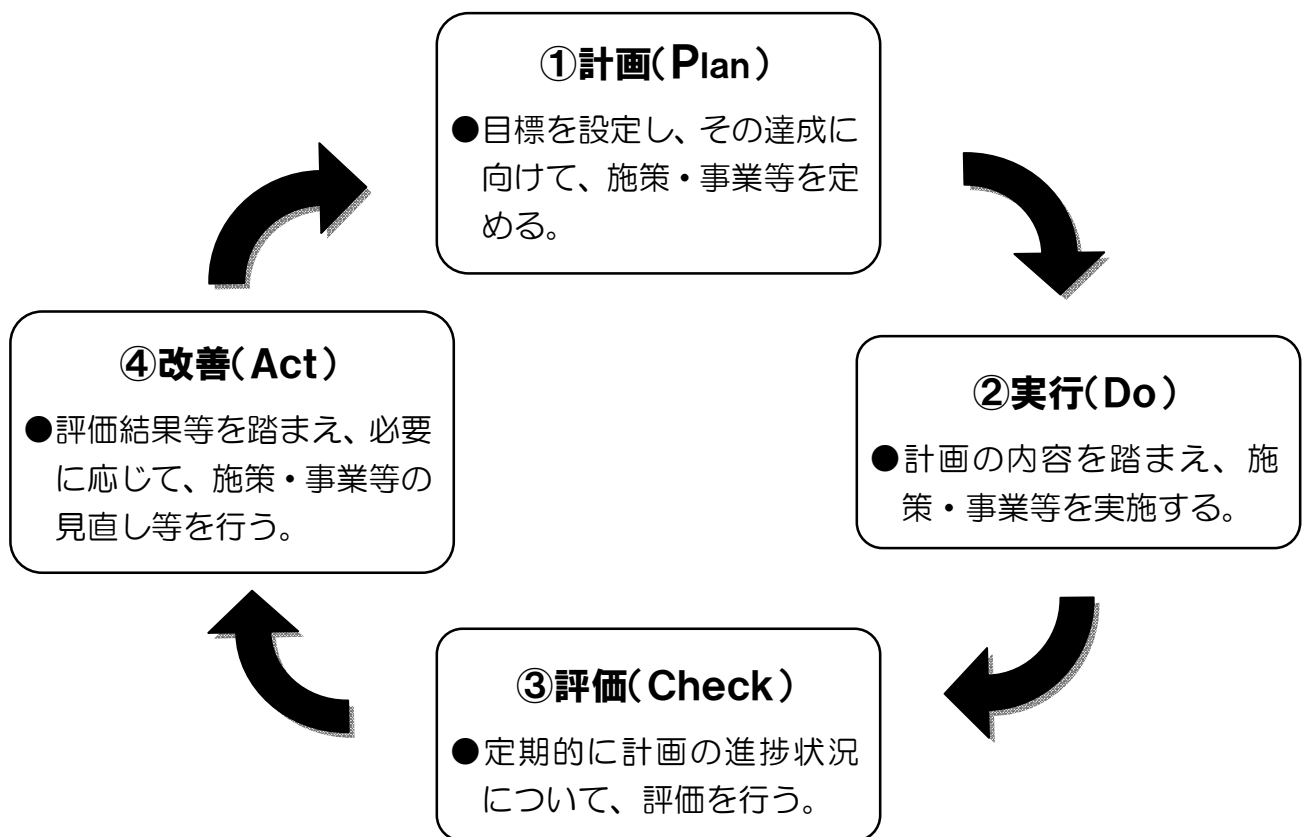
男女共同参画社会を実現するためには、行政の施策の推進のみならず、市民や事業者等がその意義を理解し、主体的に取り組むことが必要です。市民に対し、男女共同参画に関する情報提供を行い、意識啓発を図るとともに、市民・各種団体・事業者との連携を強化し、協働して施策・事業を推進します。

2. 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルに基づく進行管理

本計画における施策・事業については、PDCAサイクルに基づき、定期的に実施状況を把握し、毎年度検証・評価結果を公表します。また、検証・評価の上、必要があると認められる場合には、「筑西市男女共同参画審議会」において審議を行い、計画の変更や見直しを行います。

PDCAサイクル



資料編

1. 計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成31年 3月7日 ～3月29日	筑西市男女共同参画意識調査 対 象：20歳以上75歳未満の市民 2,000人（男女各1,000人） 回収率：24.8%
4月 4日	第1回男女共同参画審議会を開催 ・第2次筑西市男女共同参画基本計画の策定について諮問
4月10日	第1回男女共同参画基本計画推進本部会議を開催 ・第2次筑西市男女共同参画基本計画策定について説明
6月12日	筑西市男女共同参画基本計画策定ワーキングチーム運営要綱制定
8月 7日	第2回男女共同参画審議会を開催 ・男女共同参画基本計画実施事業調査の報告
8月 9日	第1回筑西市男女共同参画基本計画策定ワーキングチーム会議を開催 ・第2次筑西市男女共同参画基本計画策定について説明
9月26日	第2回筑西市男女共同参画基本計画策定ワーキングチーム会議を開催 ・第2次筑西市男女共同参画基本計画 体系図の検討
11月 1日	第3回筑西市男女共同参画基本計画策定ワーキングチーム会議を開催 ・第2次筑西市男女共同参画基本計画 素案の検討
11月14日	第3回男女共同参画審議会を開催 ・第2次筑西市男女共同参画基本計画 素案の検討
12月24日	第2回男女共同参画基本計画推進本部会議を開催 ・第2次筑西市男女共同参画基本計画 素案の検討
令和2年 1月10日	第4回男女共同参画審議会を開催 ・第2次筑西市男女共同参画基本計画 素案の検討
1月22日 ～2月5日	パブリック・コメントの実施
2月27日	第2次筑西市男女共同参画基本計画（案）の答申
3月 5日	市長決裁
4月	公表

2. 筑西市男女共同参画推進条例

平成 19 年 12 月 25 日
条例第 45 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 男女共同参画施策（第 8 条—第 16 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 17 条—第 22 条）

第 4 章 補則（第 23 条）

附則

我が国の憲法に、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、これまで男女平等の実現に向けた様々な取り組みが行われてきたが、今なお十分に実現されるに至っていない。

筑西市は、今後、少子高齢化による人口減少社会を迎える中にあっても、本市の資源や特性を活かし、市民が誇りと愛着を持って住み続けることができるよう「人と自然 安心して暮らせる 共生文化都市」を目指していく。

そのため、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に活かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、市、市民、事業者等が連携・協力して、いきいきと活力ある 21 世紀の筑西市を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画に関する施策に関し必要な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もっていきいきと活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会（次号において「社会参画の機会」という。）が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該社会参画の機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者の心と身体を傷つけ、又は不利益を与え、若しくは生活環境を害することをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等による身体的、心理的、経済的又は言語等による暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 固定的性別役割分担意識に基づく社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

(3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動又は職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画する機会が確保されること。

(4) 市における施策又は事業者若しくは民間団体における計画、方針の立案及び決定において、男女が共に参画する機会が確保されること。

(5) 男女共同参画と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条の基本理念にのっとり、総合的な男女共同参画施策（以下「男女共同参画施策」という。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の男女共同参画施策の実施に当たっては、市民、事業者、関係機関等と密接な連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画について理解を深め、その促進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスの事実を発見したときは、市その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、その事業活動において、自ら男女共同参画の推進を図るとともに、就労者に対し、職場と家庭の両立が図れるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策を明らかにするとともに、就労者に対し、その周知及び啓発に努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とする権利侵害及び差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントをしてはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスをしてはならない。

第2章 男女共同参画施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画施策を計画的かつ効果的に実施するための男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第17条に規定する筑西市男女共同参画審議会の意見を求めなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(積極的改善措置)

第9条 市は、委員会、審議会等における委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

(教育の充実)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(広報及び啓発活動)

第11条 市は、男女共同参画の推進に当たり、広く市民及び事業者の理解を促進するために必要な広報及び啓発活動に積極的に努めるものとする。

(情報収集等)

第 12 条 市は、男女共同参画施策を効果的に実施するために必要な情報の収集に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題について調査研究を行うものとする。

(市民等への支援)

第 13 条 市は、市民及び民間団体が行う男女共同参画に関する活動の推進に資するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画月間)

第 14 条 市は、茨城県が定める男女共同参画月間においては、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第 15 条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(苦情相談の処理)

第 16 条 市民は、男女共同参画を阻害すると認められる事項に関する苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があったときは、関係機関等と連携し、適切に対応するものとする。

第 3 章 男女共同参画審議会

(設置)

第 17 条 本市における男女共同参画を効果的に推進するため、筑西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 18 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 第 8 条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 第 9 条から第 16 条までに規定する男女共同参画施策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認めること。

(組織等)

第 19 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 4 割未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般公募による市民
- (2) 事業主
- (3) 関係機関の職員

(4) 学識経験者

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第20条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3. 筑西市男女共同参画審議会名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	備 考
	神 原 重 子	第1号 一般公募
	川 口 弘 美	第1号 一般公募
	廣 沢 みゆき	第1号 一般公募
	渡 辺 和 成	第2号 事業主 社会福祉法人征峯会しらとり理事長
	佐 藤 博 文	第2号 事業主 東京電力パワーグリッド(株)下館支社長
	下 野 栄 一	第2号 事業主 日本ハムファクトリー(株)茨城工場長
	藤 枝 洋 明	第3号 関係機関の職員 茨城県筑西児童相談所長
	上 野 昌 彦	第3号 関係機関の職員 筑西市社会福祉協議会事務局長
	藤 澤 和 成	第4号 学識経験者 筑西市議会総務企画委員会委員長
職務代理者	酒 井 はるみ	第4号 学識経験者 茨城大学名誉教授 基本計画策定アドバイザー
	萩 野 谷 匡	第4号 学識経験者 筑西市校長会長
	後 藤 すい子	第5号 その他市長が認める者 筑西市地域女性団体連絡会長
会長	加 藤 由美子	第5号 その他市長が認める者 NPO 法人ヒューマンライツネットはらんきょうの会代表理事
	後 藤 由美子	第5号 その他市長が認める者 人権・男女共同参画推進団体推薦
	大 島 章 男	第5号 その他市長が認める者 人権・男女共同参画推進団体推薦

4. 筑西市男女共同参画基本計画推進本部設置要綱

平成 21 年 2 月 25 日

市告示第 15 号

(設置)

第 1 条 筑西市における男女共同参画施策を計画的かつ効果的に実施するための筑西市男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、基本計画に基づく事業の企画及び推進を図るため、男女共同参画基本計画推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画に基づく事業の企画及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか必要と認めること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長、副本部長には男女共同参画主管部の長の職にある者をもって充てる。

3 本部員は、筑西市庁議等規程(平成 17 年市規程第 2 号)第 3 条第 2 号から第 5 号までに規定する庁議構成員(男女共同参画主管部の長を除く。)をもって充てる。

(平 21 市告示 58・平 26 市告示 141・平 27 市告示 104・一部改正)

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、推進本部の会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、本部員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 本部長は、必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明及び意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 推進本部は、第2条第1号に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議をするため、ワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームの組織、運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

(令元市告示10・追加)

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(令元市告示10・旧第6条繰下)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

(令元市告示10・旧第7条繰下)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年市告示第58号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の筑西市男女共同参画基本計画推進本部設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成26年市告示第141号)

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成27年市告示第104号)

この告示は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の筑西市情報公開及び個人情報保護制度運営委員会設置要綱の規定、第2条の規定による改正後の筑西市民病院診療情報公開制度運営委員会設置要綱の規定、第3条の規定による改正後の筑西市開発行為等に関する指導要綱の規定、第4条の規定による改正後の筑西市要保護児童対策地域協議会設置要綱の規定、第5条の規定による改正後の筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱の規定、第6条の規定による改正後の筑西市窓口業務の時間延長実施要綱の規定、第7条の規定による改正後の筑西市まちづくり出前講座実施要綱の規定、第8条の規定による改正後の筑西市税特別滞納整理実施要綱の規定、第9条の規定による改正後の筑西市男女共同参画基本計画推進本部設置要綱の規定、第10条の規定による改正後の筑西市介護老人福祉施設等整備事業者選定委員会設置要綱の規定、第11条の規定による改正後の筑西市民病院経営形態に関する検討委員会設置要綱の規定、第12条の規定による改正後の筑西市防犯カメラの運用に関する要綱の規定、第13条の規定による改正後の筑西市軽自動車税課税保留等事務取扱要綱の規定及び第14条の規定による改正後の筑西市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに関する要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(令和元年市告示第10号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の筑西市男女共同参画基本計画推進本部設置要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

5. 筑西市男女共同参画基本計画策定ワーキングチーム運営要綱

制定：令和元年6月12日

(総則)

第1条 本要綱は、筑西市男女共同参画基本計画推進本部設置要綱第6条2項に基づき筑西市男女共同参画基本計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 ワーキングチームのメンバーは、次に定める各部局の部局長が推薦する者をもって充てる。

- (1) 市長公室
- (2) 総務部
- (3) 市民環境部
- (4) 保健福祉部
- (5) こども部
- (6) 経済部
- (7) 教育委員会

(リーダー及びサブリーダー)

第3条 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置き、メンバーの互選により定める。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 ワーキングチームの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、会議の議長となる。ただし、ワーキングチームの任命後最初に開かれる会議並びにリーダー及びサブリーダーがともに欠けたときの会議は本部長が招集する。

2 会議は、メンバーの半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席メンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは、リーダーの決するところによる。

(任期)

第5条 ワーキングチームの任期は、基本計画が策定されるまでとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほかワーキングチームの運営に関し必要な事項は、男女共同参画主管課長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

6. 用語集

あ行

いばらきパートナーシップ宣誓制度

婚姻制度とは異なり、「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度。ただし、法律上の効果は生じない。令和元年7月1日より開始された。

LGBT（性的マイノリティ）

「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、性的マイノリティ（少数者）の一部の人々を指す言葉。

SGDs

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された国際指標で、基本理念として、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指すもの。持続可能な社会を実現するため、経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されている。

エンパワーメント

社会や組織の構成員ひとりひとりが、発展や改革に必要な力をつけるという意味の言葉。

か行

家族経営協定

農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族みんなの話し合いにより取り決めるもの。

くるみんマーク

次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援などにおいて一定の基準を満たした企業などが、厚生労働省によって「子育てサポート企業」として認定された証。

子育て支援コンシェルジュ

保護者からの相談を受け、それぞれのニーズに合った子育て支援サービスについて情報を提供する専門の相談員。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」など、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

さ行

ジェンダー（Gender）

社会通念や慣習によってつくり上げられた、「女らしさ」「男らしさ」など、男性または女性であることと関連づけられる経済的、社会的、文化的属性や機会、観念のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス（sex））に対し、社会的・文化的に形成された性別のこと。

た行

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のこと。

は行

ハラスメント

嫌がらせ。雇用での性差別の具体的な現れとして起きる「性的嫌がらせ」で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真等の掲示などが含まれる「セクシュアル・ハラスメント」、妊婦への性的嫌がらせ（「マタニティ・ハラスメント」）、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、職場環境を悪化させる行為のことをいう「パワー・ハラスメント」等がある。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい会員が、援助を受けたい会員に対して、保育園・幼稚園への送迎や一時預かりなどの援助を有償で行う地域の会員組織。

母子保健コーディネーター

妊産婦の悩みや育児の相談に応じ、子育てに関する情報や必要なサービスについて情報提供する専門の相談員。

ポジティブ・アクション

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。個々の状況に応じて実施される。

や行

UN women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）

国連の既存のジェンダー関連 4 機関（ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW））が統合され、2011 年 1 月に発足した国連機関。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」のこと。「リプロダクティブ・ヘルス」とは、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、「リプロダクティブ・ライツ」は、女性自らの意思で子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由に、かつ責任を持って決定することができる権利を指す。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活を送るために、仕事と生活の調和を図ること。

第2次筑西市男女共同参画基本計画

令和2年3月

発 行 筑西市 市長公室 市民協働課
住 所 〒308-0031
茨城県筑西市丙 372 アルテリオ2階
電 話 0296-23-1600（直通）

Chikusei City
男女共同参画宣言都市